

# 三浦市公共施設等総合管理計画 (改訂案)

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂

三浦市

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 公共施設等総合管理計画について                 | 1  |
| 第1章 三浦市の概要                      | 3  |
| 1 市の概況                          | 3  |
| 2 公共施設等の状況                      | 4  |
| 3 人口動向                          | 13 |
| 4 財政の現況                         | 14 |
| 5 更新費用の推計                       | 18 |
| 6 歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーション        | 29 |
| 7 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み       | 32 |
| 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | 33 |
| 1 現状や課題に関する基本認識                 | 33 |
| 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方           | 34 |
| 3 計画期間における公共施設等の管理に関する取組方針      | 37 |
| 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針         | 39 |
| 1 市民文化系施設                       | 39 |
| 2 社会教育系施設                       | 41 |
| 3 スポーツ・レクリエーション系施設              | 43 |
| 4 産業系施設                         | 45 |
| 5 学校教育系施設                       | 47 |
| 6 保健・福祉施設                       | 49 |
| 7 行政系施設                         | 51 |
| 8 公営住宅                          | 54 |
| 9 公園                            | 55 |
| 10 供給処理施設                       | 57 |
| 11 その他施設                        | 59 |
| 12 公営事業の公共施設                    | 63 |
| 13 道路                           | 65 |
| 14 橋りょう                         | 65 |

|                              |                             |           |
|------------------------------|-----------------------------|-----------|
| 15                           | 上水道.....                    | 66        |
| 16                           | 下水道.....                    | 66        |
| 17                           | その他のインフラ.....               | 67        |
| <b>第4章 フォローアップの実施方針.....</b> |                             | <b>68</b> |
| 1                            | 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策..... | 68        |
| 2                            | フォローアップの進め方について.....        | 68        |
| 3                            | 市議会や市民との情報共有について.....       | 68        |
| 4                            | 個別施設計画の策定・改訂.....           | 68        |
| 5                            | PDCA サイクルの推進方針.....         | 68        |

#### 【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

##### ① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満を切り捨て、延床面積等は単位未満を四捨五入の端数処理することを基本としています。このため、各数値の合計が表記される合計欄の数値と一致しない場合があります。

##### ② 調査時点と年度表記について

本計画に掲載する数値は、令和4（2022）年度を基本としています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

##### ③ %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

##### ④ 複合施設の計上について

複合施設は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

# 公共施設等総合管理計画について

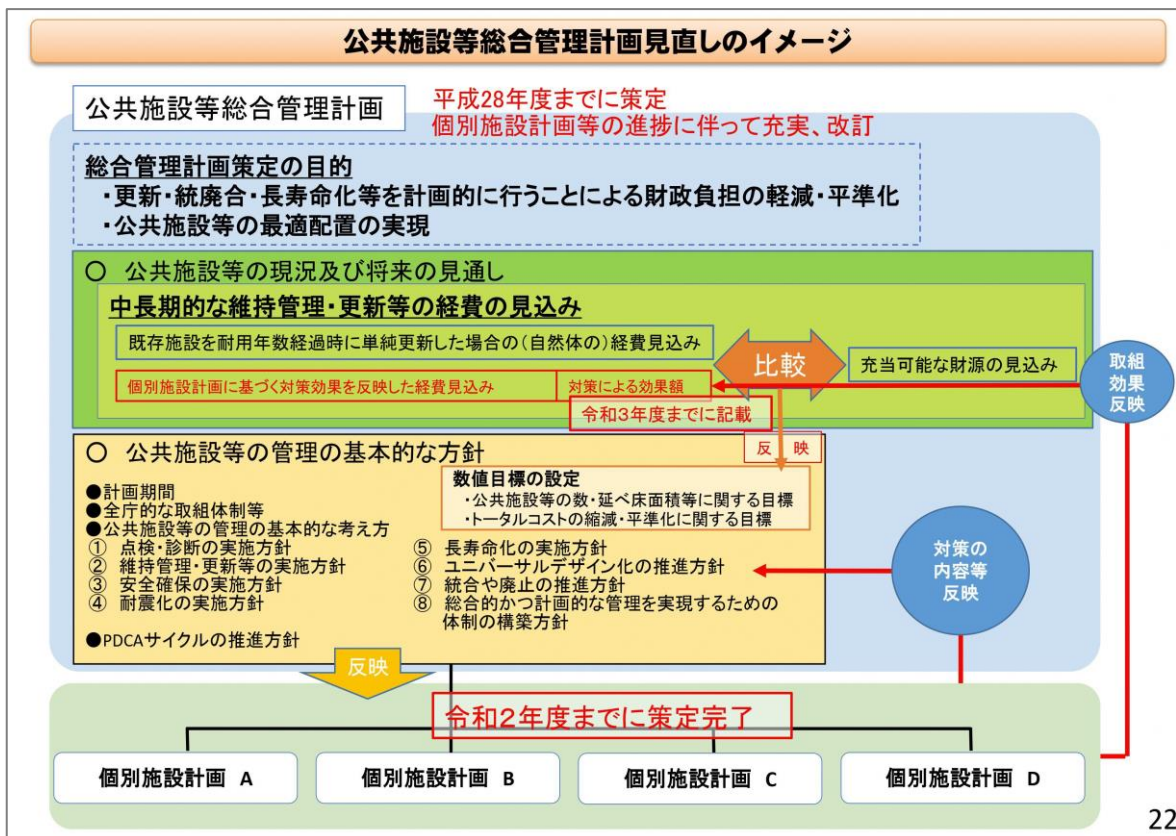
## 1 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題です。これを受けて、平成 26 (2014) 年 4 月、国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

本市では、公共施設等の現状と将来の見通しを踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、平成 29 (2017) 年 3 月に「三浦市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、国から個別施設の具体的な実施計画にあたる「個別施設計画<sup>1</sup>」を策定するよう要請がなされ、令和 3 (2021) 年 3 月に「三浦市 学校施設の長寿命化計画」、令和 3 (2021) 年 8 月には「三浦市公共施設個別施設計画」といった分類別で個別施設計画を策定しました。

さらに、令和 3 (2021) 年度まで<sup>2</sup>にこれら個別施設計画の内容等を総合管理計画へ反映することが求められたことから、「三浦市公共施設等総合管理計画」の改訂を行うものです。



出典：「公共施設等の総合的適正管理の更なる推進について」（総務省自治財政局 R3.1.22）

<sup>1</sup> 個別施設計画とは、平成 25 (2013) 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定「インフラ長寿命化基本計画」に定める個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）のことです。

<sup>2</sup> 新型コロナウイルスの影響などにより「令和 5 (2023) 年度まで」に期限が延長されました。

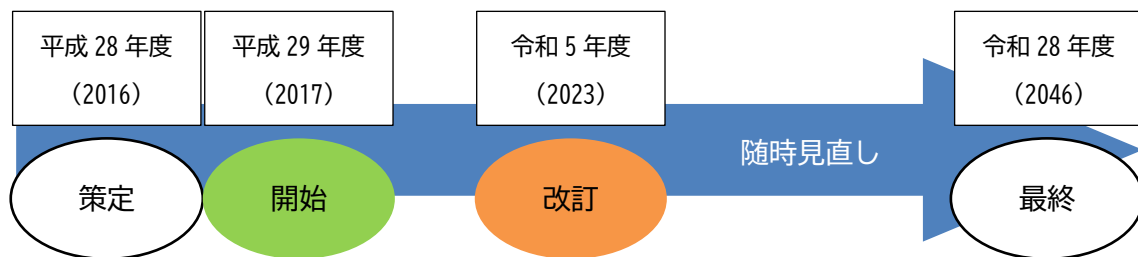
## 2 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした基本方針です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、個別施設計画を策定・改訂するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

## 3 計画期間

平成 29（2017）年度から令和 28（2046）年度までの 30 年間とします。



## 4 対象とする公共施設等

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館、体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐にわたる普通会計<sup>3</sup>の施設や市立病院などの公営事業会計<sup>4</sup>の施設を保有しています。

また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラを保有しています。

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、市で保有する普通会計施設、公営事業会計の施設及びインフラとします。

<sup>3</sup> 普通会計とは、一般会計と一部の特別会計（公営事業会計等ではない特別会計）を合算した統計上の会計区分のことをいいます。

<sup>4</sup> 公営事業会計とは、本市が地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計の他、市場事業特別会計のことをいいます。

## 第1章 三浦市の概要

### 1 市の概況

三浦市は、昭和 30（1955）年 1 月 1 日に三崎町、南下浦町、初声村の 2 町 1 村が合併したことにより誕生しました。

三浦半島の最南端に位置し、三方を海に囲まれ、海洋性の温暖な気候にも恵まれ、野菜の栽培に適した優良な農耕地が広がり、城ヶ島を天然護岸とした全国的にも有名な三崎漁港を有し、更には東京や横浜など大消費地に近いという特性のため、古くから農産物、水産物の生産拠点としての都市形成が築かれてきたといえます。

海岸線は 42.9km に及び、漁業のみならず海洋レクリエーションも盛んに行われるほか、三浦野菜や三崎まぐろ等の食、早春の風物詩として定着している早咲きの河津桜や完結した自然集水域生態系（流域生態系）が形成されている小網代の森等の自然、ユネスコ無形文化遺産「風流踊」のチャッキラコ等の文化遺産等が多くの人を魅了し、年間 400 万人を超える観光客が訪れています。

市制当時の人口は 35,166 人、6,996 世帯でしたが、昭和 41（1966）年には三浦海岸駅、昭和 50（1975）年には三崎口駅が開通し、ベッドタウンとして駅周辺の宅地開発が進むなど、人口が徐々に増加し、平成 7（1995）年の国勢調査時には 54,152 人を記録しましたが、近年の日本の人口動態と同じく、徐々に人口が減少しています。

## 2 公共施設等の状況

## (1) 普通会計施設の概況

平成27(2015)年度末時点で本市が保有する普通会計施設の総数は166施設で、建物の総延床面積は119,107㎡でしたが、令和4(2022)年度末時点では、施設数が11施設減の155施設、総延床面積は9,722㎡減の109,385㎡となりました。

主な増減は、一般廃棄物最終処分場や三浦消防署の新設等による増加と、元県立三崎高等学校や南下浦市民センター、下宮田住宅及び諸磯住宅(一部)の解体等による縮減となります。

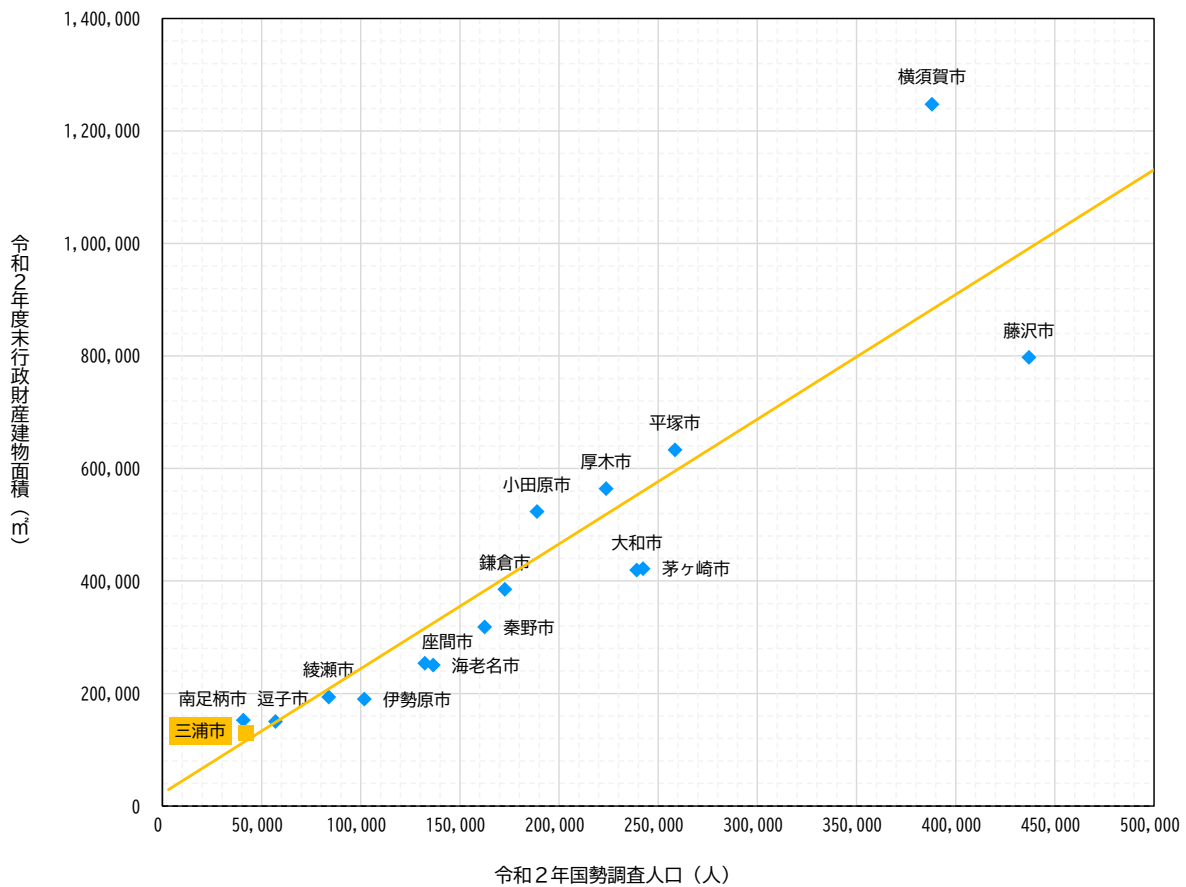
## 【普通会計施設の一覧】

| 会計名    | 大分類              | 中分類             | 小分類             | 平成27年度 |         | 令和4年度  |         | 増減差分    |         |
|--------|------------------|-----------------|-----------------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
|        |                  |                 |                 | 施設数    | 延床面積(㎡) | 施設数    | 延床面積(㎡) | 施設数     | 延床面積(㎡) |
| 普通会計   | 市民文化系施設          | 集会施設            | 公民館             | 2      | 1,983   | 1      | 980     | -1      | -1,003  |
|        |                  |                 | 市民交流施設          | -      | -       | 1      | 480     | 1       | 480     |
|        |                  | 文化施設            | 文化会館            | 1      | 1,183   | 1      | 1,183   | -       | -       |
|        | 社会教育系施設          | 図書館             | 図書館             | 3      | 443     | 2      | 363     | -1      | -80     |
|        |                  | その他社会教育系施設      | その他社会教育系施設      | 3      | 1,153   | 3      | 1,153   | -       | -       |
|        | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設          | 体育館             | 1      | 6,064   | 1      | 6,064   | -       | -       |
|        |                  |                 | プール             | 1      | 143     | 1      | 143     | -       | -       |
|        |                  | レクリエーション施設・観光施設 | 観光インフォメーションセンター | 1      | 231     | 1      | 231     | -       | -       |
|        | 産業系施設            | 産業系施設           | 駐車場             | 1      | 57      | 1      | 57      | -       | -       |
|        |                  |                 | 労働会館・勤労会館       | 1      | 977     | 1      | 977     | -       | -       |
|        | 学校教育系施設          | 学校              | 海業センター          | 1      | 243     | 1      | 243     | -       | -       |
|        |                  |                 | 小学校             | 8      | 41,019  | 8      | 41,019  | -       | -       |
|        |                  |                 | 中学校             | 3      | 20,184  | 3      | 20,184  | -       | -       |
|        | 保健・福祉施設          | その他教育施設         | 給食センター          | 2      | 1,484   | 2      | 1,484   | -       | -       |
|        |                  | 高齢福祉施設          | 高齢者福祉施設等        | 1      | 1,240   | 1      | 1,240   | -       | -       |
|        |                  | 障害福祉施設          | 障害福祉施設等         | 1      | 1,390   | -      | -       | -1      | -1,390  |
|        | 行政系施設            | 児童福祉施設          | 児童館             | 1      | 189     | -      | -       | -1      | -189    |
|        |                  |                 | 地域福祉事業所         | 1      | 68      | -      | -       | -1      | -68     |
|        |                  | 庁舎等             | 庁舎              | 5      | 5,785   | 4      | 5,415   | -1      | -370    |
|        |                  |                 | 消防施設            | 消防署    | 1       | 768    | 1       | 2,744   | 0       |
|        | その他行政系施設         | 分署・消防団詰所        | 9               | 917    | 9       | 765    | 0       | -152    |         |
|        |                  | 倉庫              | 3               | 858    | 2       | 825    | -1      | -33     |         |
|        | 公営住宅             | 公営住宅            | その他行政系施設        | 2      | 33      | 2      | 33      | -       | -       |
|        |                  |                 | 市営住宅            | 3      | 4,990   | 3      | 2,957   | -       | -2,033  |
|        | 公園               | 公園              | 公営住宅付属施設        | 1      | 44      | 1      | 44      | -       | -       |
|        |                  |                 | スポーツ施設          | 2      | 838     | 2      | 838     | -       | -       |
| 供給処理施設 | 供給処理施設           | その他公園施設         | 61              | 206    | 61      | 206    | -       | -       |         |
|        |                  | 供給処理施設          | 7               | 6,759  | 8       | 11,076 | 1       | 4,317   |         |
| その他    | その他              | 火葬場             | 1               | 345    | 1       | 345    | -       | -       |         |
|        |                  | 公衆便所            | 22              | 577    | 20      | 537    | -2      | -40     |         |
|        |                  | その他             | 13              | 18,851 | 2       | 118    | -11     | -18,733 |         |
|        |                  | 普通財産            | 0               | 0      | 7       | 7,594  | 7       | 7,594   |         |
|        |                  | 自転車等駐車場         | 4               | 88     | 4       | 88     | -       | -       |         |
| 合計     |                  |                 |                 | 166    | 119,107 | 155    | 109,385 | -11     | -9,722  |

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※小分類は、総務省更新費用ソフト内の施設名称例を参考に分類しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

(2) 建物（行政財産<sup>5</sup>）の県内自治体比較図 1-1 人口<sup>6</sup>と総延床面積<sup>7</sup>（行政財産）の県内自治体比較

※町村については、市と大きく状況が異なるため、グラフの枠外としています。

※横浜市、川崎市、相模原市は、政令指定都市であり、大きく状況が異なるため、グラフの枠外としています。

本市の人口規模に対する建物総延床面積の多寡を把握するため、神奈川県内自治体との比較を行いました。

図表中の直線は、各団体の人口と施設面積のデータ関係から算出した最小二乗法直線を示しており、この直線より上方に記載されている団体は、県内においては人口規模に対して総延床面積が多い傾向であるといえます。

これによると、令和 2（2020）年度の総延床面積 129,425 ㎡は、本市の人口 42,069 人に対する総延床面積推奨値 115,430 ㎡程度と比べると、13,995 ㎡(10.8%)多いといえます。

なお平成 28 年度策定時の比較では、平成 26(2014)年度の総延床面積 134,286 ㎡は、平成 27(2015)年人口 45,289 人に対する総延床面積推奨値 124,527 ㎡程度と比べると 9,759 ㎡(7.3%)多い状況でしたので、当時よりも面積の実態は減少していますが、県内で相対的に見れば面積が多くなっているといえます。

<sup>5</sup> 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

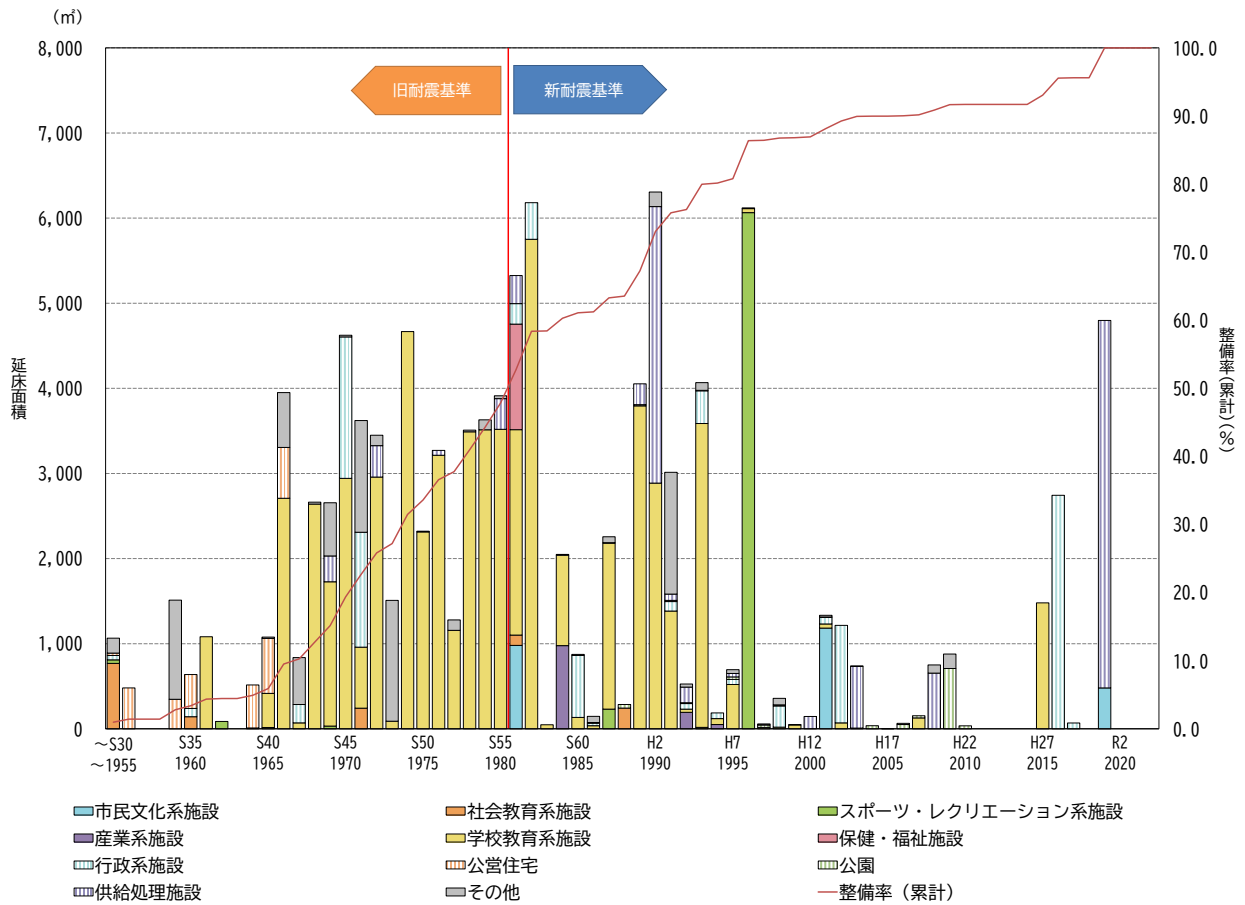
<sup>6</sup> 人口は、令和 2（2020）年の国勢調査に基づく数値を使用しております。

<sup>7</sup> 総延床面積は、総務省が公表した公共施設状況調経年比較表（市町村）の令和 2（2020）年度の数値を使用しておりますので、P4 の面積とは異なります。



(3) 普通会計施設の年度別の設置状況

図 1-2 普通会計施設の年度別の設置状況 (大分類別)



本市の普通会計施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 (1980) 年度以前に整備された施設は、52,351 m<sup>2</sup> (全体の 47.9%) にのびります。昭和 55 (1980) 年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると学校教育系施設やその他が多く占めています。

しかしながら 5 割弱が建築から 40 年以上経過している状況にありますので、長寿命化改修等により長持ちさせて活用することを検討するとともに、住民サービスの質を落とさずに安全に管理することが出来る規模に縮減することも検討していく必要があります。

また、常時多数の人が利用している施設、市民生活および災害対策上必要な施設等についても耐震化を検討することが望まれます。

## (4) 普通会計施設のコスト状況

## 【大分類別の施設コスト計算書（令和4年度）】

(単位：百万円)

| 大分類                  | 維持<br>管理費 | 事業<br>運営費 | コスト   | 減価<br>償却費 | フル<br>コスト | 収入  | ネット<br>コスト |
|----------------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----|------------|
| 市民文化系施設              | 52        | 26        | 78    | 16        | 95        | 3   | 91         |
| 社会教育系施設              | 0         | 25        | 26    | 4         | 30        | 0   | 30         |
| スポーツ・<br>レクリエーション系施設 | 59        | 44        | 103   | 54        | 158       | 25  | 132        |
| 産業系施設                | 4         | 1         | 5     | 3         | 9         | 2   | 7          |
| 学校教育系施設              | 151       | 153       | 305   | 139       | 445       | 1   | 443        |
| 保健・福祉施設              | 10        | 21        | 31    | 4         | 35        | 5   | 30         |
| 行政系施設                | 52        | 93        | 146   | 38        | 184       | 10  | 174        |
| 公営住宅                 | 15        | 17        | 33    | 0         | 33        | 3   | 29         |
| 公園                   | 16        | 29        | 45    | 7         | 53        | 5   | 47         |
| 供給処理施設               | 99        | 163       | 263   | 189       | 452       | 100 | 352        |
| その他                  | 23        | 148       | 172   | 28        | 200       | 130 | 69         |
| 合計                   | 486       | 725       | 1,211 | 487       | 1,699     | 289 | 1,410      |

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

各施設のフルコスト<sup>8</sup>から、使用料などの収入を差し引いた額をネットコストとしています。

このネットコストは、普通会計施設を運営するにあたって生じるフルコストから収入（使用料等）を差し引いた金額のため、普通会計施設に関する負担額を意味します。

令和4（2022）年度における普通会計施設全体のネットコストは14.1億円です。大分類別で見ると、学校教育系施設が4.4億円で最も大きく、次に供給処理施設の3.5億円が続きます。

なお、平成27（2015）年度時点と比べると、当時の全体ネットコストが15.9億円であったため、施設に係るコスト自体は縮減が来ていていることがわかります。また大分類別では、学校教育系施設が4.6億円、次に供給処理施設が4.2億円であったため、分類別の傾向は変わっていないことがわかります。

<sup>8</sup> フルコストとは、「維持管理費＋事業運営費＋減価償却費」のことで、修繕費や光熱水費、人件費など施設の運営全般に要する費用に、建物の取得に要した費用（減価償却費）を加えた費用のことです。

## (5) 公営事業会計の施設

公営事業会計が管理する施設の各総量は、以下のとおりです。

【公営事業会計施設の一覧】

| 会計名           | 大分類   | 平成27年度 |             | 令和4年度 |             | 増減差分 |         |
|---------------|-------|--------|-------------|-------|-------------|------|---------|
|               |       | 施設数    | 延床面積<br>(㎡) | 施設数   | 延床面積<br>(㎡) | 施設数  | 延床面積(㎡) |
| 水道事業<br>会計    | 上水道施設 | 8      | 1,078       | 8     | 668         | -    | -410    |
| 公共下水道<br>事業会計 | 下水道施設 | 2      | 6,395       | 2     | 6,395       | -    | -       |
| 病院事業会計        | 病院    | 2      | 9,511       | 2     | 9,511       | -    | -       |
| 市場事業<br>特別会計  | 市場    | 1      | 23,488      | 1     | 26,377      | -    | 2,889   |
| 合計            |       | 13     | 40,472      | 13    | 42,951      | -    | 2,479   |

水道事業会計では、配水池など8施設を有しています。平成27(2015)年度時点から410㎡減少し、令和4(2022)年度時点では、施設数は変わらず延床面積が668㎡となっています。

公共下水道事業会計では、中継ポンプ場と終末処理場を有しています。平成27(2015)年度時点から増減はありません。

病院事業会計では、市立病院と看護師宿舎を有しています。平成27(2015)年度時点から増減はありません。

市場事業特別会計では、三崎水産物地方卸売市場を有しています。令和4(2022)年度時点では平成27(2015)年度時点から2,889㎡増加しています。

## (6) インフラの状況

市が管理するインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港）の各総量は、以下のとおりです。

### ① 道路

[分類別（実延長と道路面積）]

| 種別          | 平成 27 年度   |           | 令和 4 年度    |           | 増減差分       |           |
|-------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|             | 実延長<br>(m) | 面積<br>(㎡) | 実延長<br>(m) | 面積<br>(㎡) | 実延長<br>(m) | 面積<br>(㎡) |
| 1 級市道       | 18,128     | 157,396   | 18,209     | 159,140   | 81         | 1,744     |
| 2 級市道       | 29,524     | 140,265   | 29,952     | 144,118   | 428        | 3,853     |
| その他の<br>市道  | 335,196    | 1,280,922 | 452,541    | 1,531,803 | 117,345    | 250,881   |
| 自転車<br>歩行者道 | —          | —         | —          | —         | —          | —         |
| 合計          | 382,848    | 1,578,583 | 500,703    | 1,835,061 | 117,855    | 256,478   |

道路は平成 27（2015）年度時点で舗装済みの実延長の合計が 382,848m、総面積が 1,578,583 ㎡でした。令和 4（2022）年度時点ではそれぞれ 117,855m、256,478 ㎡増加しています。

### ② 橋りょう

[長さ別橋りょう数、構造別橋りょう面積]

| 種別等      |        | 平成 27 年度 | 令和 4 年度 | 増減差分 |
|----------|--------|----------|---------|------|
| 総本数（本）   | 15m 未満 | 76       | 76      | 0    |
|          | 15m 以上 | 6        | 7       | 1    |
| 合計       |        | 82       | 83      | 1    |
| 構造別面積（㎡） | PC 橋   | 865      | 1,070   | 205  |
|          | RC 橋   | 1,614    | 1,576   | -38  |
|          | 鋼橋     | 260      | 276     | 16   |
|          | 石橋・その他 | —        | —       | —    |
| 合計       |        | 2,739    | 2,922   | 183  |

橋りょうは平成 27（2015）年度時点で、15m未満を 76 本、15m以上を 6 本有し、合計で 82 本ありました。構造別の面積で見ると PC 橋が 865 ㎡、RC 橋が 1,614 ㎡、鋼橋が 260 ㎡で、合計で 2,739 ㎡ありました。

令和 4（2022）年度時点では、15m 以上が 1 本増加し、面積が 183 ㎡増加しています。

## ③ 上水道

[管径別延長]

| 種別  | 管径別             | 平成 27 年度 | 令和 4 年度 | 増減差分   |
|-----|-----------------|----------|---------|--------|
|     |                 | 延長 (m)   | 延長 (m)  | 延長 (m) |
| 導水管 | 300mm 未満        | 492      | 607     | 115    |
|     | 小計              | 492      | 607     | 115    |
| 送水管 | 300mm 未満        | 3,593    | 3,593   | 0      |
|     | 300～500 mm 未満   | 2,604    | 2,604   | 0      |
|     | 500～1000 mm 未満  | 16,716   | 16,445  | -271   |
|     | 1000～1500 mm 未満 | 4,029    | 4,029   | 0      |
|     | 小計              | 26,942   | 26,671  | -271   |
| 配水管 | 50mm 以下         | 11,994   | 12,625  | 631    |
|     | 75mm 以下         | 37,682   | 38,401  | 719    |
|     | 100mm 以下        | 49,690   | 49,213  | -477   |
|     | 125mm 以下        | 0        | 0       | 0      |
|     | 150mm 以下        | 37,954   | 38,217  | 263    |
|     | 200 mm 以下       | 27,703   | 27,786  | 83     |
|     | 250 mm 以下       | 4,245    | 3,941   | -304   |
|     | 300 mm 以下       | 4,171    | 4,307   | 136    |
|     | 350 mm 以下       | 7,143    | 7,014   | -129   |
|     | 400 mm 以下       | 581      | 581     | 0      |
|     | 450 mm 以下       | 41       | 0       | -41    |
|     | 500 mm 以下       | 3,033    | 3,073   | 40     |
|     | 550 mm 以下       | 0        | 0       | 0      |
|     | 600 mm 以下       | 2,543    | 2,543   | 0      |
|     | 小計              | 186,780  | 187,701 | 921    |
| 合計  | 214,214         | 214,979  | 765     |        |

※本表は、m単位で集計し単位未満で四捨五入の端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

上水道は平成 27 (2015) 年度時点で総延長 214,214m を有していました。用途別に見ると、導水管が 492m、送水管が 26,942m、配水管が 186,780m ありました。管径別では、導水管 492m が 300mm 未満、送水管 26,942m が 1,500mm 未満、配水管 186,780m が 600mm 以下となっていました。

令和 4 (2022) 年度時点では、導水管は 115m 増加、送水管が 271m 減少、配水管が 921m 増加しています。

## ④ 下水道

## [管種別延長]

| 種別      | 平成 27 年度 | 令和 4 年度 | 増減差分   |
|---------|----------|---------|--------|
|         | 延長 (m)   | 延長 (m)  | 延長 (m) |
| コンクリート管 | 18,987   | 18,987  | 0      |
| 陶管      | —        | —       | —      |
| 塩ビ管     | 37,018   | 38,050  | 1,032  |
| 更生管     | —        | —       | —      |
| その他     | 2,074    | 2,074   | 0      |
| 合計      | 58,079   | 59,111  | 1,032  |

## [管径別延長]

| 管径別           | 平成 27 年度 | 令和 4 年度 | 増減差分   |
|---------------|----------|---------|--------|
|               | 延長 (m)   | 延長 (m)  | 延長 (m) |
| 250mm 未満      | 39,359   | 40,391  | 1,032  |
| 250～500mm 未満  | 13,159   | 13,159  | 0      |
| 500～1000mm 未満 | 5,561    | 5,561   | 0      |
| 1000mm 以上     | —        | —       | —      |
| 合計            | 58,079   | 59,111  | 1,032  |

※本表は、m単位で集計し単位未満で四捨五入の端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

下水道は平成 27（2015）年度時点で総延長 58,079m を有していました。管種別に見ると、コンクリート管が 18,987m、塩ビ管が 37,018m、その他が 2,074m ありました。管径別では、250mm 未満が 39,359m、250～500mm 未満が 13,159m、500～1000mm 未満が 5,561m ありました。

令和 4（2022）年度時点では、総延長で 1,032m 増加しています。

## ⑤ 漁港

| 施設<br>(名称) | 箇所数等 (単位：漁港) |            |          | 延長等         |            |      |                |
|------------|--------------|------------|----------|-------------|------------|------|----------------|
|            | 平成 27<br>年度  | 令和 4<br>年度 | 増減<br>差分 | 平成 27<br>年度 | 令和 4<br>年度 | 増減差分 | 単位             |
| 防波堤        | 5            | 5          | 0        | 1,266.3     | 1,266.3    | 0    | m              |
| 防砂堤        | 1            | 1          | 0        | 105.5       | 105.5      | 0    | m              |
| 防潮堤        | 1            | 1          | 0        | 350.6       | 350.6      | 0    | m              |
| 護岸         | 5            | 5          | 0        | 2,165.2     | 2,165.2    | 0    | m              |
| 突堤         | 2            | 2          | 0        | 110.6       | 110.6      | 0    | m              |
| 陸閘         | 2            | 2          | 0        | 25          | 25         | 0    | 個              |
| 岸壁         | 3            | 3          | 0        | 400.1       | 400.1      | 0    | m              |
| 物揚場        | 3            | 3          | 0        | 652.7       | 652.7      | 0    | m              |
| 棧橋         | 1            | 1          | 0        | 20.5        | 20.5       | 0    | m              |
| 船揚場        | 5            | 5          | 0        | 630.2       | 630.2      | 0    | m              |
| 道路         | 4            | 4          | 0        | 1,836.4     | 1,836.4    | 0    | m              |
| 航路         | 2            | 2          | 0        | 19,721.0    | 19,721.0   | 0    | m <sup>2</sup> |
| 泊地         | 4            | 4          | 0        | 86,560.0    | 86,560.0   | 0    | m <sup>2</sup> |
| 航路標識       | 5            | 5          | 0        | 15          | 15         | 0    | 個              |

漁港施設の保有状況は防波堤が1,266.3m、護岸が2,165.2mなどとなっています。平成27(2015)年度時点から増減はありません。

### 3 人口動向

本市の人口は、平成7（1995）年に54,152人を記録して以降減少が続き、令和2（2020）年時点では42,069人まで減少しています。

今後もこの傾向は継続することが考えられ、令和27（2045）年には23,827人まで減少すると推計されています。

特に生産年齢人口、年少人口の減少は著しく、両者とも、令和27（2045）年には令和2（2020）年に比べ40%～50%程度まで減少する見込みです。

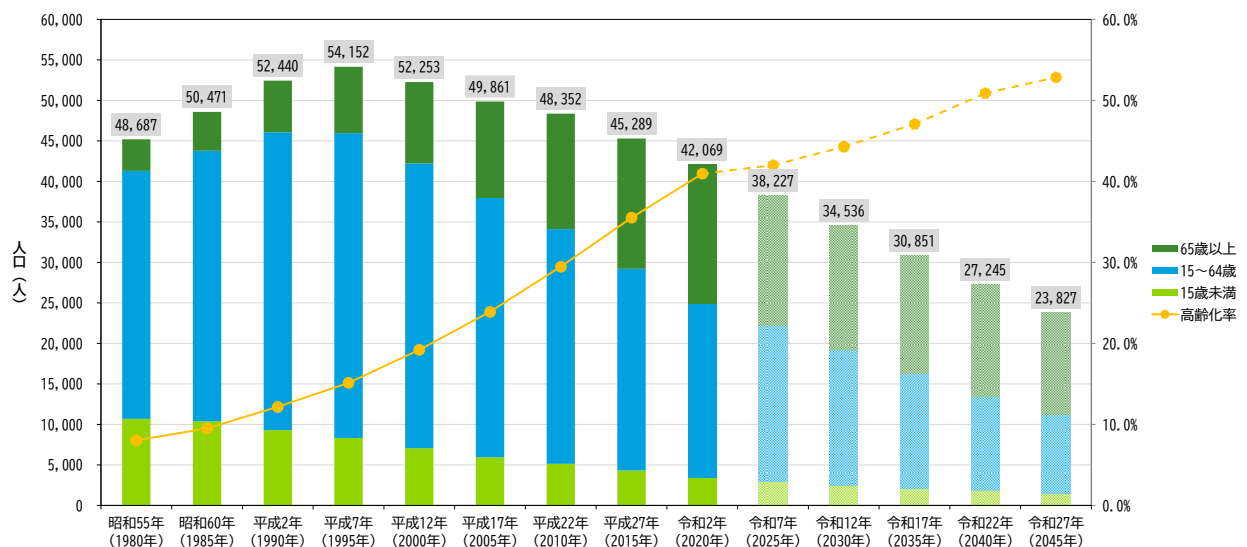
一方で、老年人口は、令和2（2020）年にピークを迎え、17,112人となる見込みですが、その後は令和22（2040）年にかけて減少傾向となる見込みです。

このように、生産年齢人口、年少人口の減少及び老年人口割合の増加により、急速な少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想されるため、変化に応じた施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

なお、令和2（2020）年国勢調査結果の42,069人は「三浦市人口ビジョン」策定時に用いた国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成25（2013）年推計結果である43,712人と比べて1,643人下回っており、当時の見込み以上に減少速度が加速していることが窺えます。

図1-3 本市全体の人口推移と推計



※昭和55（1980）年から令和2（2020）年までは国勢調査に基づく人口をもとに作成しております。

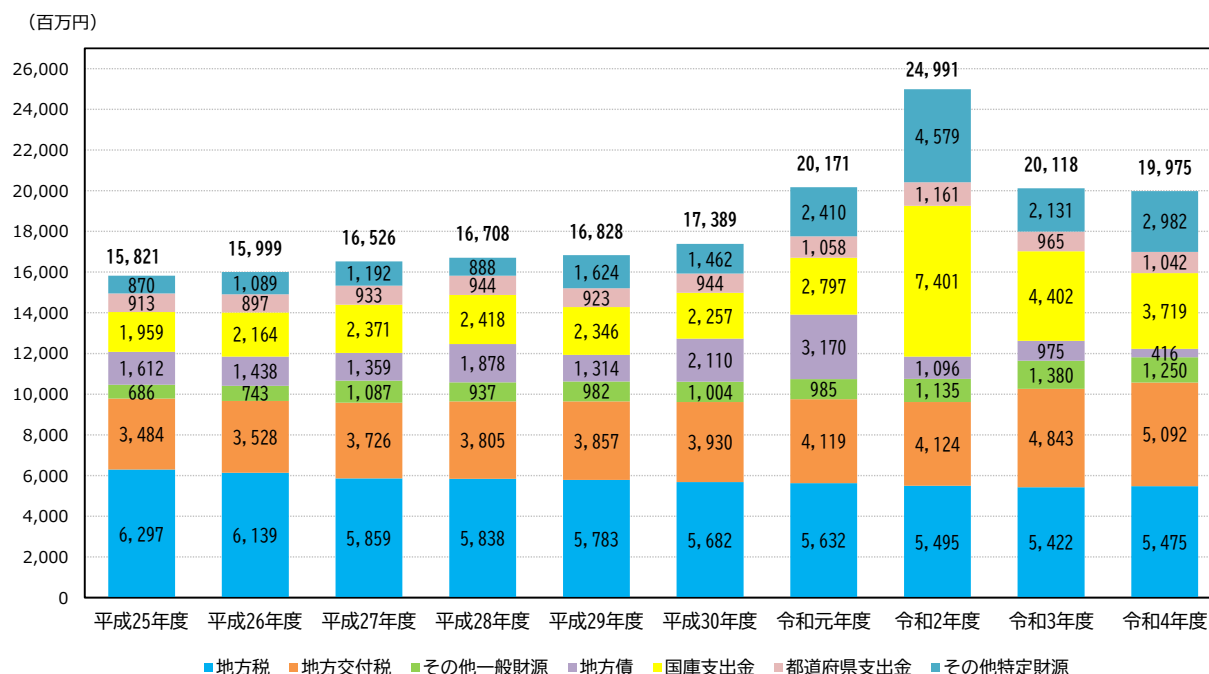
※令和7（2025）年から令和27（2045）年までは、国立社会保障・人口問題研究所が公表した平成30（2018）年推計結果をもとに作成しております。



## 4 財政の現況

## (1) 歳入

図1-4 普通会計歳入の推移



本市の令和4(2022)年度の普通会計の歳入は199億円です。

その内訳は市税が54億円と最も多く、次いで地方交付税が50億円、国庫支出金の37億円と続きます。

市税については、平成25(2013)年度には62.9億円でしたが徐々に減少し、令和4(2022)年度では54.7億円まで減少しています。

地方交付税は平成25(2013)年度の34.8億円から徐々に増加傾向にあり、令和4(2022)年度は50.9億円まで増加しています。

その他一般財源は平成26(2014)年度以前には7億円規模でしたが、平成27(2015)年度以降は10億円規模の増加傾向で推移しています。

市債は投資的経費の増加に伴い、令和元(2019)年度には31.7億円まで増加しています。以降は投資的経費と連動する形で減少しています。

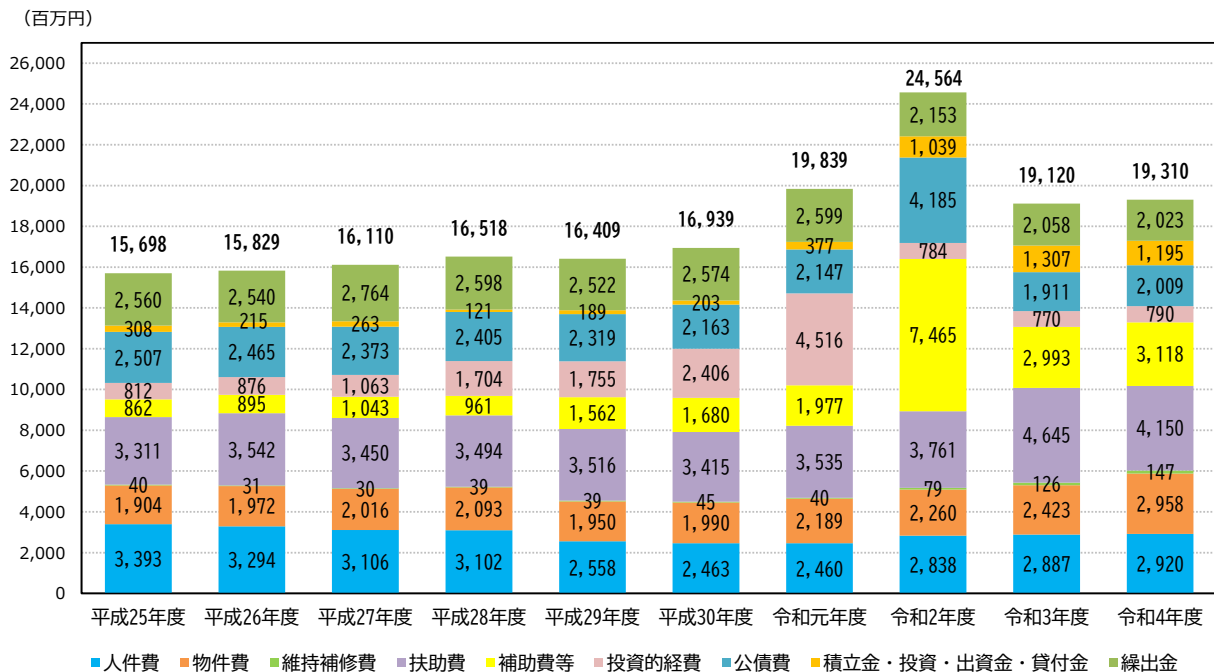
国庫支出金は概ね増加傾向で推移していましたが、令和2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症対策に伴い国庫支出金が大幅に増加しました。以降はコロナ禍前よりも高い規模で推移しています。

都道府県支出金は特に大きな変化はなく概ね10億円前後で推移しています。

その他特定財源は令和2(2020)年度には45.7億円まで増加しました。

## (2) 歳出

図 1-5 普通会計歳出の推移



本市の令和4(2022)年度の普通会計歳出決算額は193億円です。

その内訳は扶助費が41.5億円で最も多く、次いで補助費等が31.1億円、物件費と人件費が29億円台と続きます。

歳出全体の10ヶ年の推移をみると、平成25(2013)年度には156億円でしたが、その後増加傾向で推移し、令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策で大幅に増加し245億円に達しています。以降コロナ禍前よりも高い規模で推移しています。

扶助費<sup>9</sup>は令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の施策により年々増加傾向にあります。公債費<sup>10</sup>は令和2(2020)年度は第三セクター等改革推進債の繰り上げ償還に伴い増大しましたが、借入総額の減少などに伴い減少傾向にあります。

投資的経費は、本計画を策定した平成28(2016)年度以降、令和元(2019)年度までは一般廃棄物最終処分場の建設などにより増加しています。

補助費等<sup>11</sup>は令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策に伴い大幅に増加しています。

積立金・投資・出資金・貸付金は、令和2(2020)年度以降大きく増加しています。

繰出金については、ほぼ横ばいですが令和2(2020)年度を境に減少しています。

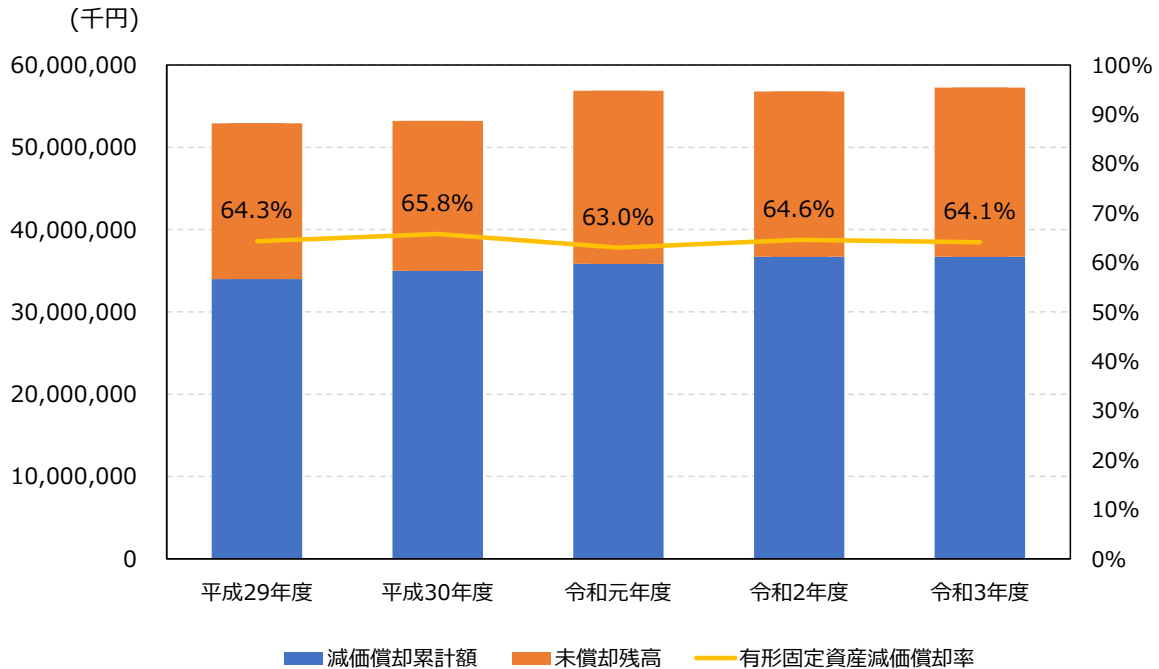
<sup>9</sup> 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

<sup>10</sup> 公債費とは、発行した地方債の元利償還費などに要する経費のことです。

<sup>11</sup> 補助費等とは、一部事務組合や各種公共的団体などに対する支出、地方公営事業への一部の繰出金のことです。

(3) 有形固定資産減価償却率<sup>12</sup>の推移

図 1-6 有形固定資産減価償却率の推移



(単位：千円)

|               | 平成29年度     | 平成30年度     | 令和元年度      | 令和2年度      | 令和3年度      |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 減価償却累計額       | 33,995,072 | 35,001,510 | 35,841,132 | 36,697,141 | 36,693,188 |
| 有形固定資産（償却資産）額 | 52,902,635 | 53,204,283 | 56,877,297 | 56,779,538 | 57,270,099 |
| 未償却残高         | 18,907,563 | 18,202,773 | 21,036,165 | 20,082,397 | 20,576,911 |
| 有形固定資産減価償却率   | 64.3%      | 65.8%      | 63.0%      | 64.6%      | 64.1%      |

有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。

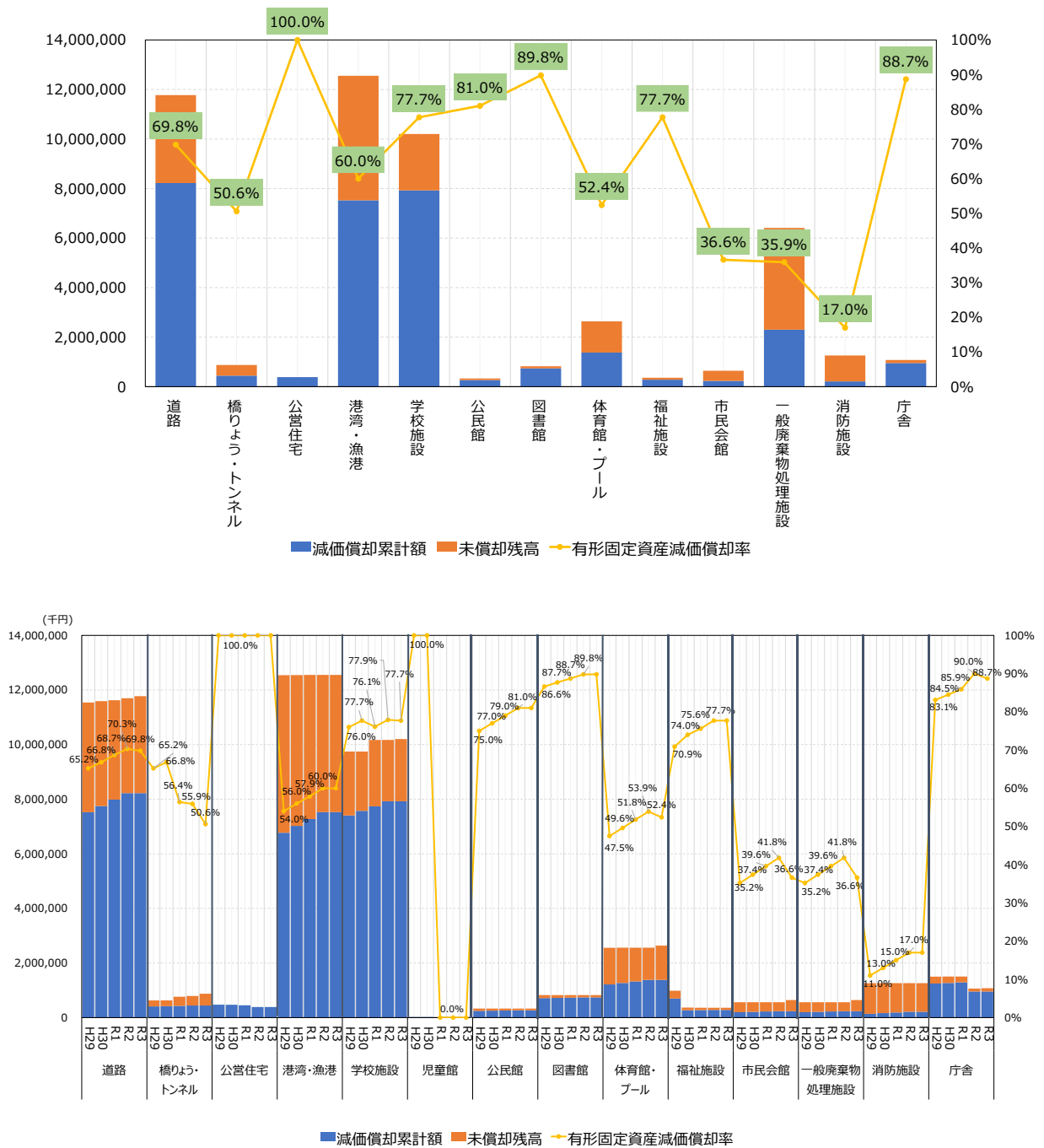
令和3（2021）年度の所有資産全体の有形固定資産（償却資産）額 572 億円のうち、減価償却累計額が 366 億円で、有形固定資産減価償却率は 64.1%となっています。

資産の増減が少ない場合、減価償却率は純増していきませんが、本市においては毎年増減を繰り返していますので、近年の新規整備または老朽化資産の除却が影響していることがわかります。

上記の5年間では、平成30（2018）年度の65.8%をピークに令和3（2021）年度は64.1%まで下がっていますが、資産額自体は増加していますので、新規整備の影響が大きいことがわかります。

<sup>12</sup> この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

図 1-7 分類<sup>13</sup>別の有形固定資産減価償却率（令和 3 年度）と推移（平成 29～令和 3 年度）



分類別に有形固定資産減価償却率の状況を見ると、令和 3 (2021) 年度においては 13 分類中の 4 分類で 80% を超えており、全体の約 3 割の施設で老朽化が進んでいる傾向にあると捉えられます。

推移を見ると、橋りょう・トンネルにおいては新規整備の影響が大きく毎年減少しています。公営住宅は平成 29 (2017) 年度から 100% ですが、順次、解体を進めています。そのほか、児童館や庁舎などの減価償却率が高い分類においても、令和 3 (2021) 年度時点で減少しているため、老朽化傾向にある施設から優先的に対応が進んでいることがわかります。

<sup>13</sup> P4 の【普通会計施設の一覧】の用途分類とは異なります。

## 5 更新費用の推計

### (1) 【平成 28 年度策定時】更新費用推計の基本的な考え方

- ① 本市が保有する普通会計建物、公営事業会計建物、インフラ資産について、今後 40 年間の将来の更新費用を試算しました。
- ② 更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)<sup>14</sup>が提供している、「公共施設等更新費用試算ソフト」で採用されている単価を用い試算しました。
- ③ あくまで推計値であるため、実際にかかる経費とは異なります。

### (2) 【平成 28 年度策定時】更新費用推計の前提条件（普通会計建物）

- ① 建築から法定耐用年数の 1/2 の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は 2 年、建替え期間は 3 年とします。
- ③ 平成 27 (2015) 年度時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の 20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の大分類ごとに、法定耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。

【普通会計建物の分類別更新単価表】

| 会計区分 | 分類区分             | 建替え単価   | 大規模改修単価 |
|------|------------------|---------|---------|
| 普通会計 | 市民文化系施設          | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
|      | 社会教育系施設          | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
|      | スポーツ・レクリエーション系施設 | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |
|      | 産業系施設            | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
|      | 学校教育系施設          | 33 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |
|      | 保健・福祉施設          | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |
|      | 行政系施設            | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
|      | 公営住宅             | 28 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |
|      | 公園               | 33 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |
|      | 供給処理施設           | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |
|      | その他              | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |

※建替えに伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

<sup>14</sup> 一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

【構造・用途別の耐用年数表】

|             | 鉄骨鉄筋コンクリート | 鉄筋コンクリート | 鉄骨コンクリート | 無筋コンクリート | コンクリートブロック | れんが造 | プレストレストコンクリート | プレキャストコンクリート | 土蔵造 | 鉄骨造 | 軽量鉄骨造 | 木造 |
|-------------|------------|----------|----------|----------|------------|------|---------------|--------------|-----|-----|-------|----|
| 庁舎          | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 事務所         | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 倉庫・物置       | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 自転車置場・置場    | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 書庫          | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 車庫          | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 15  | 31  | 25    | 17 |
| 食堂・調理室      | 41         | 41       | 31       | 38       | 38         | 38   | 41            | 41           | 19  | 31  | 25    | 20 |
| 陳列所・展示室     | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 校舎・園舎       | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 講堂          | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 給食室         | 41         | 41       | 31       | 38       | 38         | 38   | 41            | 41           | 19  | 31  | 25    | 20 |
| 体育館         | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 集会所・会議室     | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 公民館         | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 保健室・医務室・衛生室 | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 脱衣室・更衣室     | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 保育室・育児室     | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 案内所         | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 寮舎・宿舎       | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 洗場・水飲場      | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 浴場・風呂場      | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 便所          | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 教習所・養成所・研修所 | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 温室          | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 小屋・畜舎       | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 15  | 31  | 25    | 17 |
| 火葬場         | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 葬祭所・斎場      | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 霊安室・死体安置室   | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 焼却場         | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 塵芥集積所       | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 処理場・加工場     | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 監視所・観察所     | 50         | 50       | 38       | 41       | 41         | 41   | 50            | 50           | 22  | 38  | 30    | 24 |
| 滅菌室         | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 濾過室         | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 計量器室        | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| ポンプ室        | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| ボイラー室       | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 配電室・電気室     | 38         | 38       | 31       | 34       | 34         | 34   | 38            | 38           | 14  | 31  | 24    | 15 |
| 住宅          | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |
| 住宅付属建物      | 47         | 47       | 34       | 38       | 38         | 38   | 47            | 47           | 20  | 34  | 27    | 22 |

出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省）より

**(3)【平成28年度策定時】更新費用推計の前提条件（公営事業会計建物）**

- ① 建築から法定耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数経過後に建替えるとして推計を行います。
- ② 大規模改修の修繕期間は2年、建替え期間は3年とします。
- ③ 平成27（2015）年度時点で、既に更新の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から法定耐用年数の20%相当の期間に均等に割り当てます。
- ④ 建物の分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に下記の更新単価を乗じて試算します。
- ⑤ プラント一体型の上水道施設及び下水道施設は、インフラ資産として試算しますので、公営事業会計建物の更新費用には含みません。

【公営事業会計建物の会計別更新単価表】

| 会計区分  | 分類区分       | 建替え単価  | 大規模改修単価 |
|-------|------------|--------|---------|
| 病院会計  | 病院施設（病院会計） | 40万円/㎡ | 25万円/㎡  |
| その他会計 | その他        | 36万円/㎡ | 20万円/㎡  |

**(4)【平成28年度策定時】更新費用推計の前提条件（インフラ資産）**

## [道路]

- ① 道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とします。
- ② 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、路線更新状況を年度別に把握して行くのは困難です。その為、分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【道路の分類別更新単価表】

| 分類区分             | 更新年数 | 更新単価     |
|------------------|------|----------|
| 1級市道・2級市道・その他の市道 | 15年  | 4,700円/㎡ |

※道路の更新費用推計は老朽化の状況（年度別更新費用）を反映した推計とはなっておりません。

## 【橋りょう】

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成27(2015)年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 橋りょうは、更新年数経過後に現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

【橋りょうの構造別更新単価表】

| 構造区分    | 更新年数 | 更新単価                 |
|---------|------|----------------------|
| PC橋・RC橋 | 60年  | 425千円/m <sup>2</sup> |
| 鋼橋      | 60年  | 500千円/m <sup>2</sup> |

## 【上水道】

- ① 更新年数は整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成27(2015)年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ④ プラント一体型の上水道施設については、建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替えるとして推計を行います。

【上水道の管径別更新単価表】

| 管径区分            | 更新年数 | 更新単価    |
|-----------------|------|---------|
| 導水管 300mm未満     | 40年  | 100千円/m |
| 送水管 300mm未満     | 40年  | 100千円/m |
| 〃 300～500mm未満   | 40年  | 114千円/m |
| 〃 500～1000mm未満  | 40年  | 161千円/m |
| 〃 1000～1500mm未満 | 40年  | 345千円/m |
| 配水管 150mm以下     | 40年  | 97千円/m  |
| 〃 151～200mm以下   | 40年  | 100千円/m |
| 〃 201～250mm以下   | 40年  | 103千円/m |
| 〃 251～300mm以下   | 40年  | 106千円/m |



| 管径区分             | 更新年数 | 更新単価    |
|------------------|------|---------|
| 配水管 301～350 mm以下 | 40年  | 111千円/m |
| // 351～400 mm以下  | 40年  | 116千円/m |
| // 401～450 mm以下  | 40年  | 121千円/m |
| // 451～500 mm以下  | 40年  | 128千円/m |
| // 501～550 mm以下  | 40年  | 128千円/m |
| // 551～600 mm以下  | 40年  | 142千円/m |

## [下水道]

- ① 更新年数は、整備した年度から標準耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。
- ② 平成27(2015)年度時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度から5年間に均等に割り当てます。
- ③ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ④ プラント一体型の下水道施設については、建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替えるとして推計を行います。

【下水道の管径別更新単価表】

| 管径区分            | 更新年数 | 更新単価    |
|-----------------|------|---------|
| 管径～250mm 未満     | 50年  | 61千円/m  |
| 管径250～500mm 未満  | 50年  | 116千円/m |
| 管径500～1000mm 未満 | 50年  | 295千円/m |

## (5)【平成28年度策定時】図表内用語の説明

|              |   |
|--------------|---|
| 過去年度実績に関する用語 |   |
| 投資的経費平均      | 過去年度にかけてきた、既存更新分と新規整備分の投資的経費の平均実績額  |
| 推計以降に関する用語   |   |
| 大規模改修        | 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替えのこと   |
| 積み残し（積残）     | <p>試算開始時点で、既に建物の更新時期（大規模改修・建替え時期）を過ぎているが、更新されずに残されている建物</p> <p>【積み残し建替え】建替えの更新年度が試算開始以前である場合</p> <p>【積み残し大規模改修】大規模改修の更新年度が試算開始以前である場合（ただし、およそ耐用年数の80%に相当する期間を経過している建物については、大規模改修は実施せずに建替えするものとし、大規模改修についての費用計上は行わない。）</p> |
| 年更新費用試算額     | 試算開始年度から40年の間にかかる試算された更新費用総額の年平均額   |

**(6)【個別施設計画手法<sup>15)</sup>】個別施設計画策定状況等**

後述の表・グラフにて「個別施設計画手法」として積み上げる金額と、後述の「7 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み①～③」に計上する金額は、以下の各計画等により試算された額を使用します。

試算単価や条件は計画毎に異なるものとなります。

| 分類    | 対象施設               | 個別施設計画名   |
|-------|--------------------|---|
| 建築物系  | 小学校・中学校            | 三浦市学校施設の長寿命化計画（令和3年3月）                              |
|       | 市営住宅               | 三浦市営住宅個別施設計画（令和3年11月）                               |
|       | ごみ処理施設<br>病院<br>市場 | 未策定のため、平成28年度策定時の数値を使用                              |
|       | 上記以外の<br>公共施設全般    | 三浦市公共施設個別施設計画（令和3年8月）                               |
| インフラ系 | 道路                 | 三浦市道路舗装修繕計画（平成31年4月）                                |
|       | 橋りょう               | 三浦市橋りょう長寿命化修繕計画（橋りょう個別施設計画）<br>（令和4年1月 一部改訂）        |
|       | 水道施設               | 三浦市水道ビジョン（経営戦略）（令和3年3月）                             |
|       | 下水道施設              | 三浦市下水道事業経営戦略（平成29年3月）<br>三浦市下水道ストックマネジメント計画（令和2年2月） |

※令和4（2022）年度末時点で策定済みの関連計画書等を対象としています。

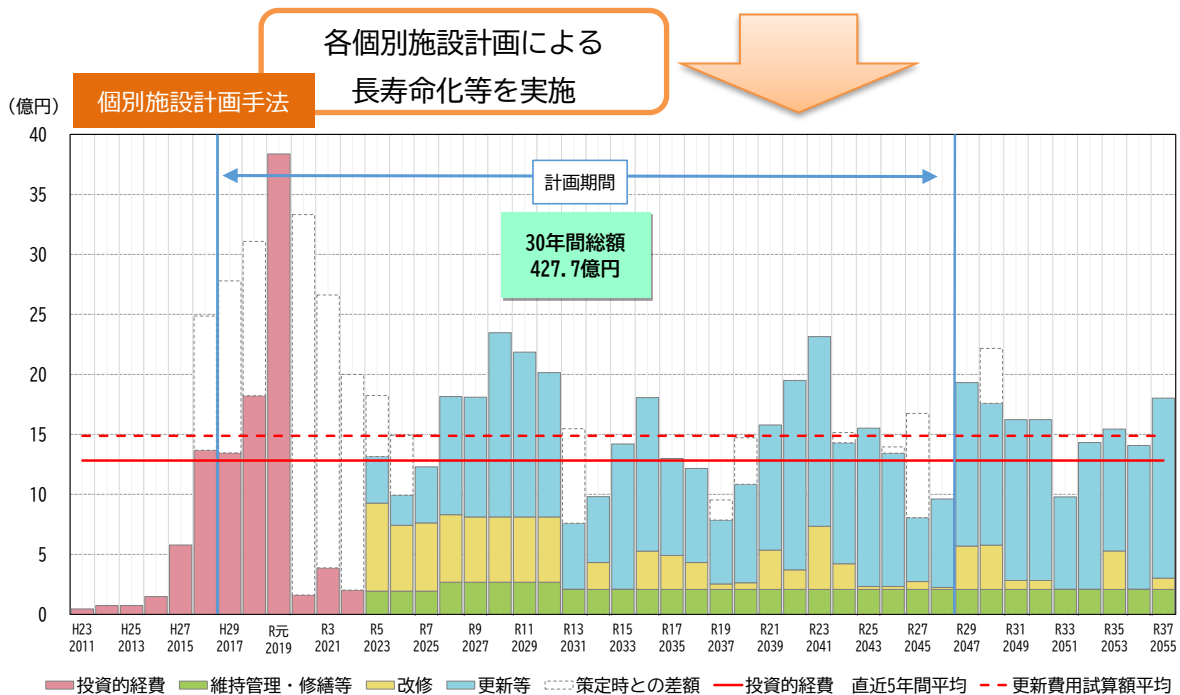
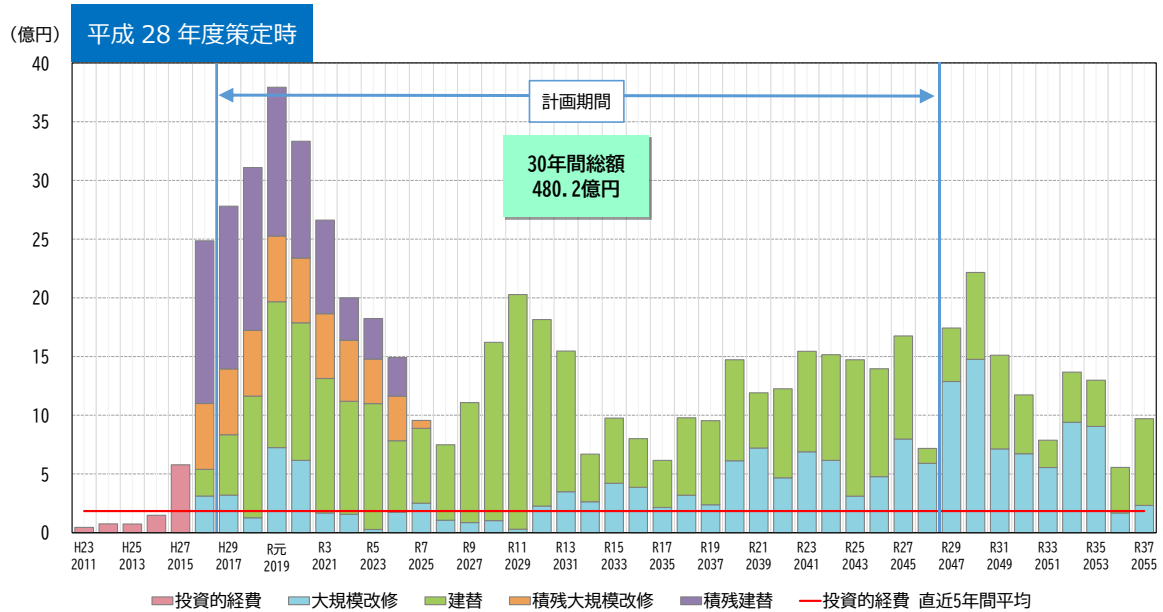
<sup>15)</sup> 各個別施設計画によって試算手法が異なるため、総称として「個別施設計画手法」としているもの。各個別施設計画で試算した金額を積み上げた結果のことも指す。

(7) 公共施設の将来の更新費用

本市が保有する普通会計の施設を、耐用年数経過後に衛生センターなど既に更新を見込まない施設を除いた規模（約 101,000 m<sup>2</sup>）で更新したと仮定した場合の 30 年間の試算額 480.2 億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合（約 95,000 m<sup>2</sup>）の試算額は 427.7 億円（実績含む）となり、52.5 億円程度の縮減が見込まれます。

なお、試算期間における平均費用は年間 14.3 億円となり、計画期間中の直近 5 年間の投資的経費は年平均 12.8 億円です。

図 1-8 公共施設の更新費用試算（普通会計建物）

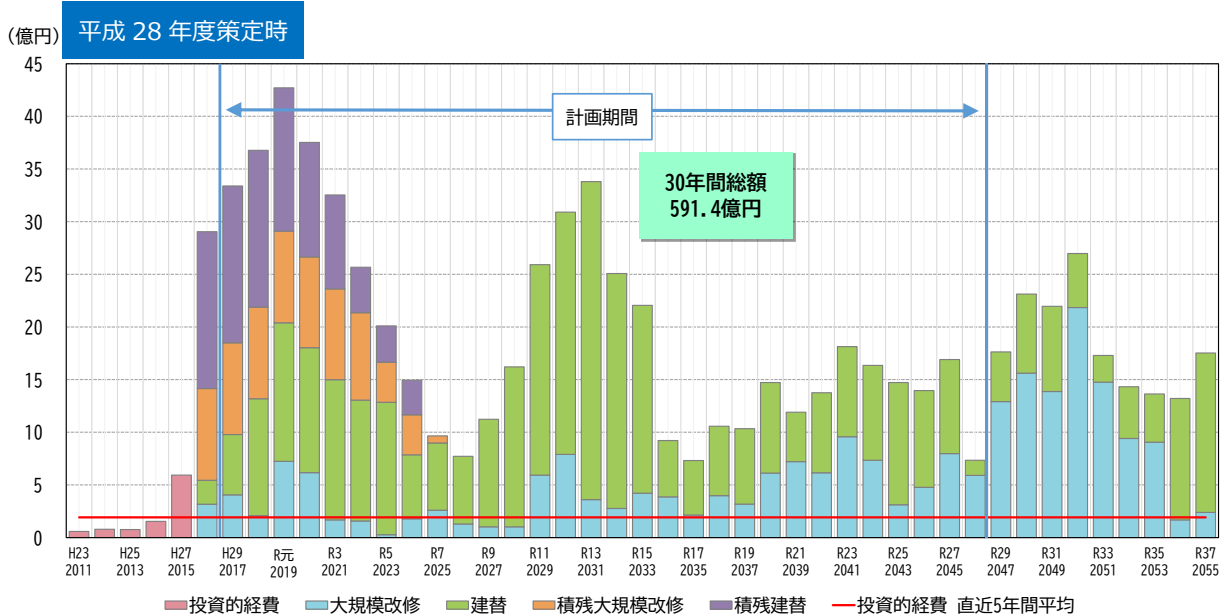


※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

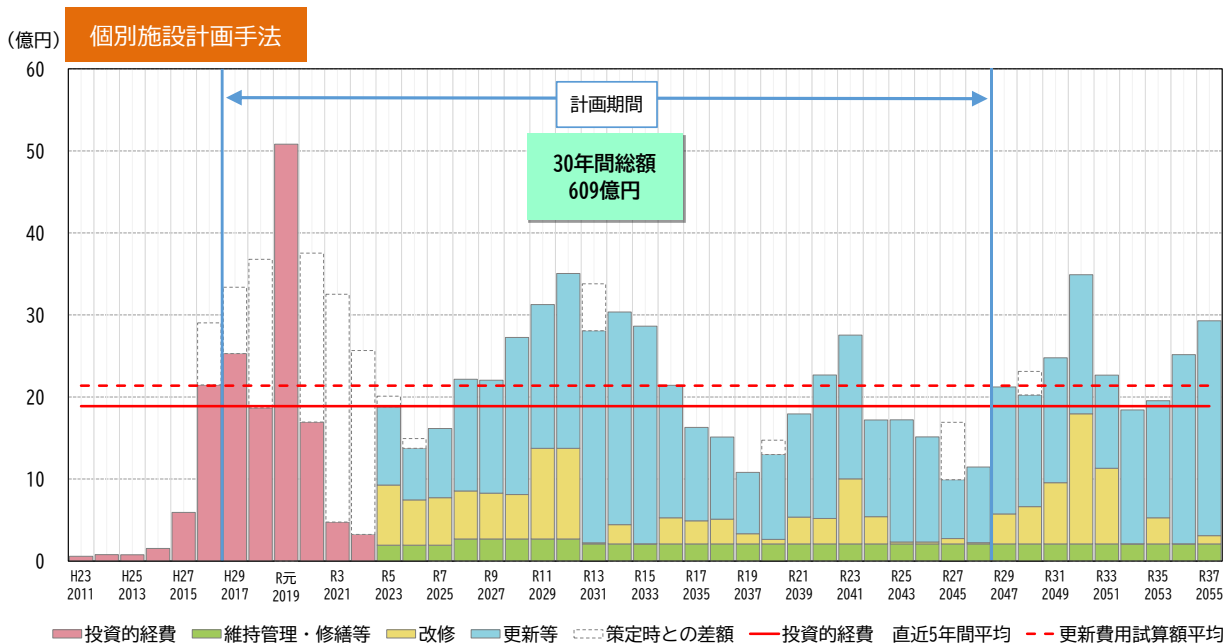
さらに、普通会計の施設に公営事業会計の施設の更新費用を考慮した場合、単純更新した場合（約142,000㎡）の30年間の試算額591.4億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合（約138,000㎡）の試算額は609億円（実績含む）となり、17.6億円程度の増加が見込まれます。これは、市場事業特別会計における高度衛生管理化対応のための市場改修工事等による増加です。

なお、試算期間における平均費用は年間20.3億円となり、計画期間中の直近5年間の投資的経費は年平均18.9億円です。

図1-9 公共施設の更新費用試算（普通会計建物+公営事業会計建物）



各個別施設計画による  
長寿命化等を実施



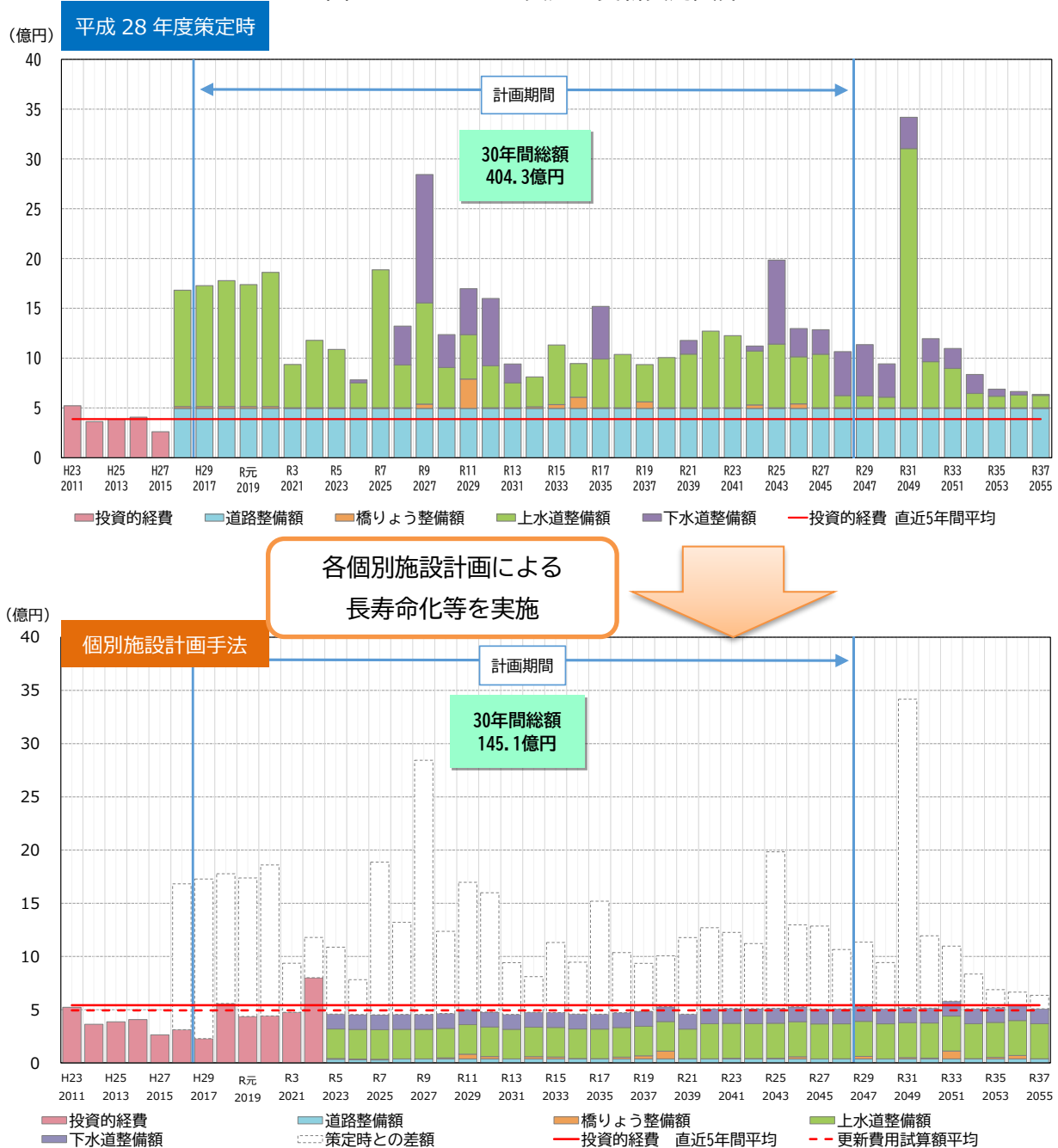
※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

(8) インフラの将来の更新費用

道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラについても、建物と同様、耐用年数が来れば更新していかなければなりません。耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長などで更新したと仮定した場合の30年間の試算額404.3億円と比較して、長寿命化や予防保全等の対策を実施した場合の試算額は145.1億円（実績含む）となり、259.2億円程度の縮減が見込まれます。

なお、試算期間における平均費用は年間4.8億円となり、計画期間中の直近5年間の投資的経費は年平均5.4億円です。

図1-10 インフラ資産の更新費用試算



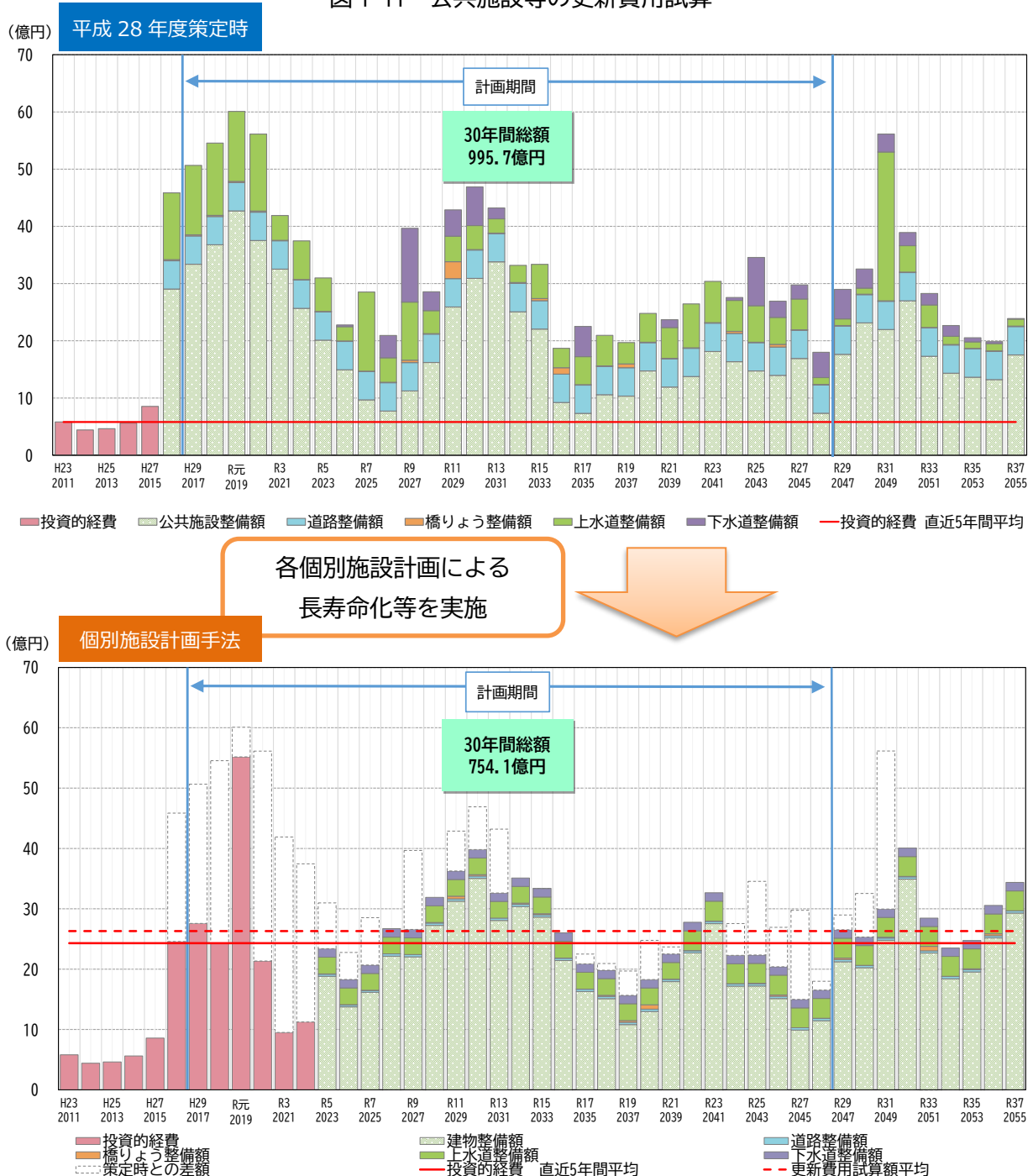
※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

(9) 公共施設等の将来の更新費用

ここまでの試算を合計すると、耐用年数経過後に同じ規模（約 142,000 m<sup>2</sup>）で更新したと仮定した場合の 30 年間の試算額 995.7 億円と比較して、統廃合や長寿命化等の対策を実施した場合（約 138,000 m<sup>2</sup>）の試算額は 754.1 億円（実績含む）となり、241.6 億円程度の縮減が見込まれます。

なお、試算期間における平均費用は年間 25.1 億円となり、計画期間中の直近 5 年間の投資的経費は年平均 24.3 億円です。

図 1-11 公共施設等の更新費用試算



※あくまで現時点までの推計値であり実際に係る金額とは異なる場合があります。

## 6 歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーション

公共施設等総合管理計画の改訂にあたり、普通会計施設に加え、インフラ（道路・橋りょう）も含めた将来の歳入・歳出に関する財政シミュレーションを行いました。

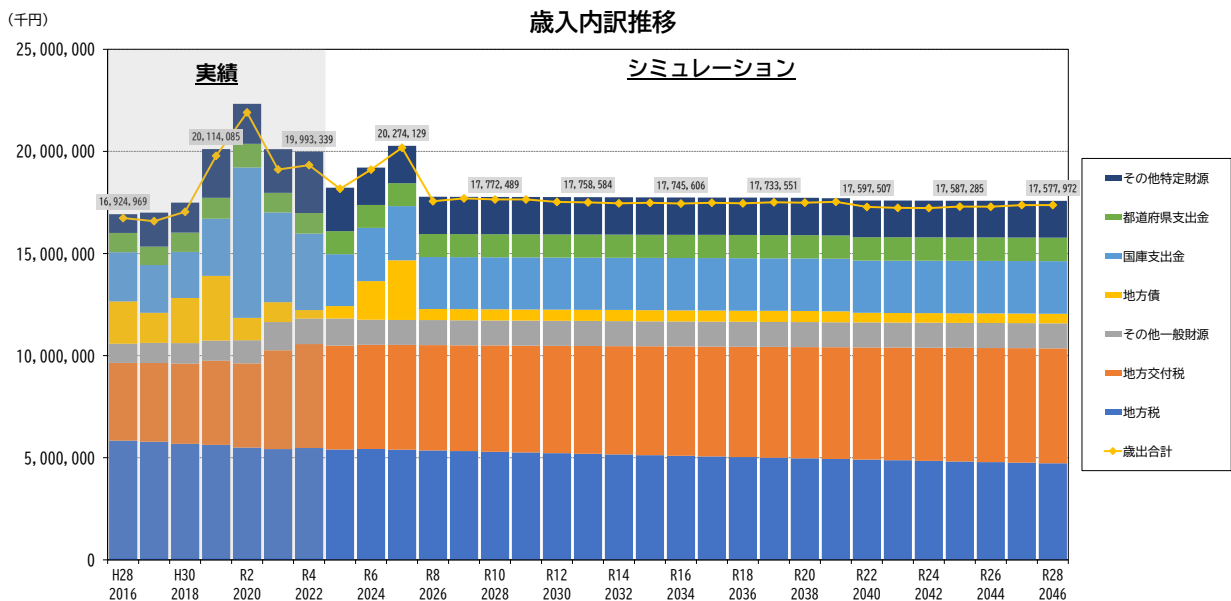
なお、この財政シミュレーションは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために一定の前提条件を置いた上で実施したものであり、将来の市政運営をこのシミュレーションに従って行っていくことを示すものではありません。

また、公営事業については、基本的な考え方として料金収入（使用料収入）で更新費用を賄うものであり、かつ、普通会計からの繰出金としてシミュレーションに反映されることから、シミュレーションの対象に含めていません。

### 【歳入の主な前提条件】

- ・平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度の決算額を基礎とする
- ・個人市民税は生産年齢人口の減少に伴い減少させる
- ・国庫支出金・県支出金は歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる

図 1-12 歳入内訳推移



※このシミュレーションは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこのシミュレーションどおりに行っていくことを示すものではありません。

歳入は、平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度の実績額について、地方交付税や国庫支出金の増加等により、全体として増加傾向にあります。

また、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて投資的経費の増加が見込まれていることに伴い、地方債発行に係る歳入が増加するというシミュレーション結果となっています。

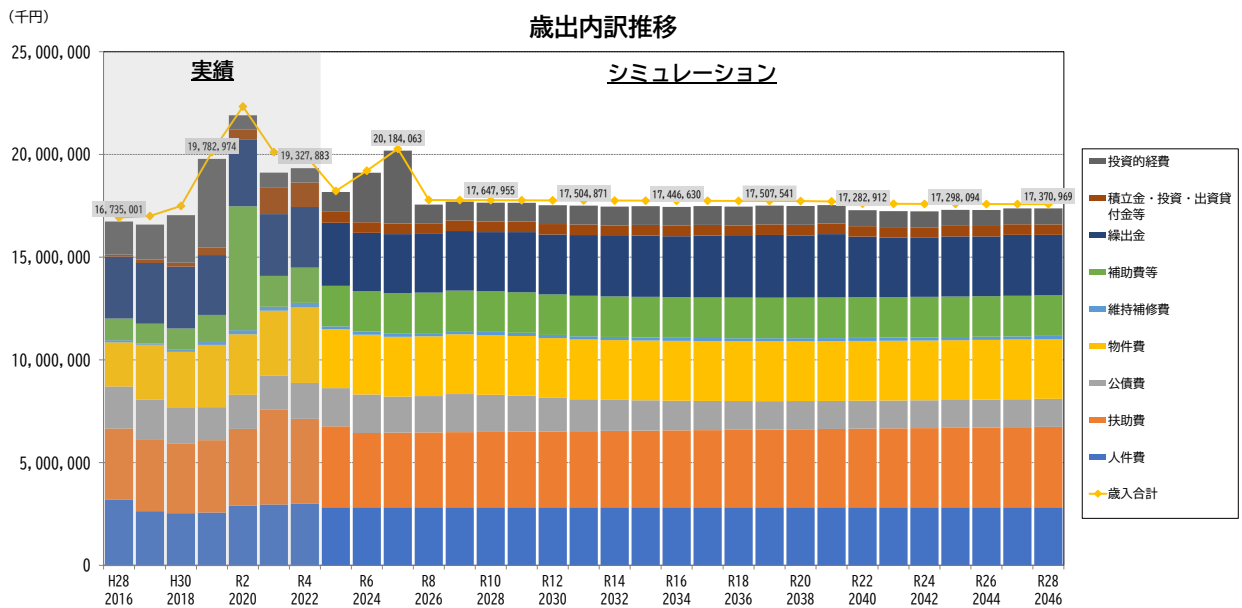
しかし、その後は人口減少による地方税減少の影響等により、歳入全体として微減していくことが見込まれます。



【歳出の主な前提条件】

- ・平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度の決算額を基礎とする
- ・扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む
- ・公債費は歳入のシミュレーションで増加した市債についても反映させる。

図 1-13 歳出内訳推移



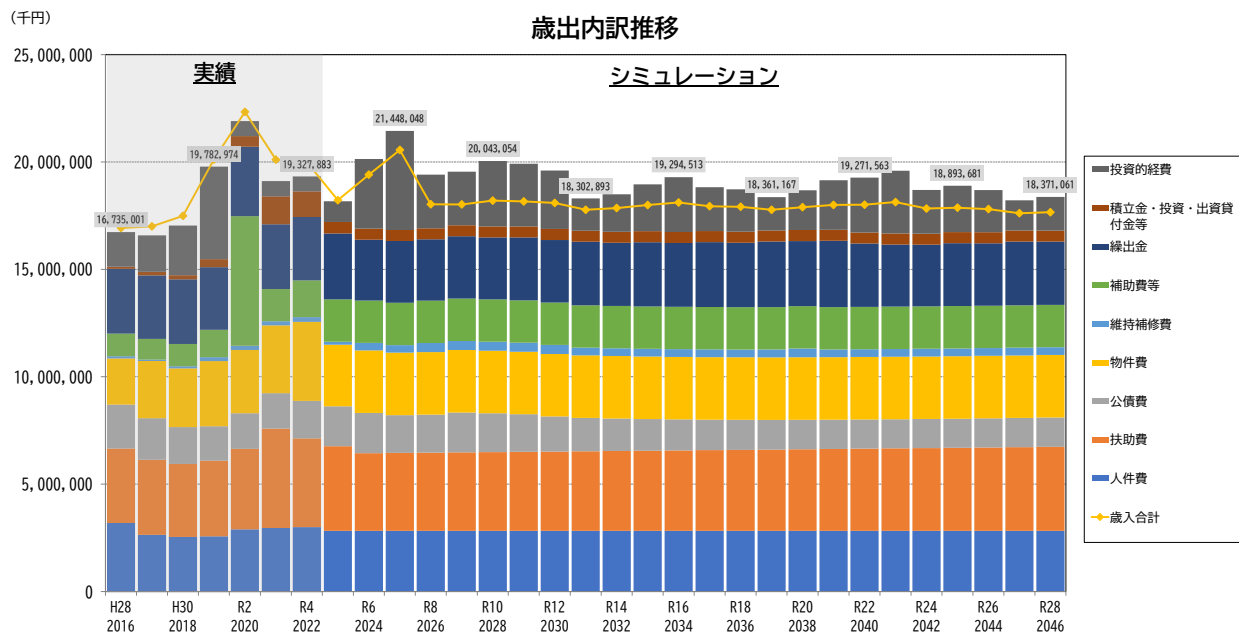
※このシミュレーションは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこのシミュレーションどおりに行っていくことを示すものではありません。

平成 28（2016）年度から令和 4（2022）年度の実績額では、歳入額が歳出額を上回っています。令和 5（2023）年度以降も歳入額が歳出額を上回るシミュレーション結果となっていますが、ほぼ拮抗しており、財政的に余裕がある状況ではないと想定されることが分かります。

【各個別施設計画における長寿命化等の更新費用を含めた場合】

※更新費用の公債費は歳入における市債とともに見込んでいない。

図 1-14 更新費用を見込んだ場合の歳出内訳推移



※このシミュレーションは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこのシミュレーションどおりに行っていくことを示すものではありません。

各個別施設計画における更新費用試算額を見込んだ場合では、投資的経費が増加する見込みとなるため、歳出超過となります。

このことから、これまでの事後保全的な対応ではなく、安心安全に施設を維持管理していくための対応を行うには財源に限界があることが把握でき、施設の統廃合などの施設縮減等も見据え、個別施設ごとにより効率的な施設管理及び運営を行う必要があることがわかります。

## 7 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

前項までで計画期間に必要な更新費用を算出してきました。本項ではその中から、今後10年間(令和5(2023)年度～令和14(2032)年度)の経費の見込みを抜粋して整理しています。

### 【中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み】<sup>16</sup> (令和5(2023)年度～令和14(2032)年度)

(単位：百万円)

|              |           | 維持管理・修繕<br>(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④)<br>(①+②+③) | 財源見込み  | 耐用年数経過時に<br>単純更新した<br>場合(⑤) | 長寿命化対策等<br>の効果額<br>(④-⑤) | 現在要している経<br>費(過去5年平均<br>×10年) |
|--------------|-----------|----------------|-------|--------|------------------|--------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 普通会計         | 建築物(a)    | 2,340          | 4,811 | 8,306  | 15,458           | 14,820 | 13,808                      | 1,649                    | 12,820                        |
|              | インフラ施設(b) | 15             | 159   | 300    | 474              |        | 5,358                       | -4,884                   | 2,170                         |
|              | 計(a+b)    | 2,355          | 4,970 | 8,606  | 15,932           |        | 19,167                      | -3,235                   | 14,990                        |
| 公営事業<br>会計   | 建築物(c)    | -              | 1,202 | 7,831  | 9,033            | 7,457  | 5,746                       | 3,287                    | 3,260                         |
|              | インフラ施設(d) | -              | -     | 4,176  | 4,176            |        | 8,847                       | -4,671                   |                               |
|              | 計(c+d)    | -              | 1,202 | 12,007 | 13,209           |        | 14,594                      | -1,385                   |                               |
| 建築物計(a+c)    |           | 2,340          | 6,013 | 16,137 | 24,491           |        | 19,555                      | 4,936                    | 16,080                        |
| インフラ施設計(b+d) |           | 15             | 159   | 4,476  | 4,650            |        | 14,206                      | -9,556                   | 2,170                         |
| 合計(a+b+c+d)  |           | 2,355          | 6,172 | 20,613 | 29,141           |        | 33,760                      | -4,620                   | 18,250                        |

## 【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、公園、護岸、治水、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などで、補修・修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。  
(例)法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等。
- ※ 改修：改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。  
(例)耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています。ただし、一部施設は個別施設計画を今後策定予定など暫定的な数値を含んでいます。

今後10年間(令和5(2023)年度～令和14(2032)年度)の経費の見込みは、建築物の計が244億円、インフラ施設の計が46億円、合わせて291億円となっています。長寿命化対策等により46億円近い削減が見込まれます。

普通会計を見ると対策を実施した場合の費用の合計④は159億円となっており、維持補修費と投資的経費に使用可能な財源見込み額148億円と比較すると、対策を実施したとしても直近10年間においては11億円の財源不足が見込まれます。そのため、引き続き、施設量縮減や施設関連経費の削減・使用料の見直し、既存施設の有効活用などを検討していく必要があります。

<sup>16</sup> ①～③および④はP25からの長寿命化を実施した場合の見込み額、⑤は策定時の更新費用見込み額、普通会計の財源見込みはP30の歳出シミュレーションにおける維持補修費と投資的経費に使用可能な額、公営事業会計の財源見込みは上水道および下水道事業経営戦略における資本的収入額、現在要している経費はP25からの図で示す投資的経費直近5年平均の10年間分を計上しています。

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本市は、平成7(1995)年の54,152人をピークに人口が減少傾向となり、令和27(2045)年の人口は23,827人まで減少することが見込まれます。これと同時に少子高齢化が進行します。

このような状況による世代構成の変化により、学校教育系施設等では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。

また、地域によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。

このような状況変化を踏まえ、施設規模の見直し、既存公共施設の多目的での活用も視野に入れ、公共施設に係る市民ニーズに対応する必要があります。

#### (2) 普通会計施設の老朽化

本市の普通会計施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和41(1966)年度から昭和57(1982)年度にかけて整備が集中しています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55(1980)年度以前に整備された普通会計施設は47.8%にのぼり、安心・安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。

昭和55(1980)年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設やその他が多くを占めます。

こうした老朽化施設については、今後の人口動向、世代構成の変化を考慮し、その必要性を精査したうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### (3) 公共施設等の更新需要の増大

現在本市が保有する公共施設等の長寿命化等を実施した場合の計画期間30年間の試算総額(実績含む)は754.1億円で、計画期間一年あたりの費用として25.1億円が見込まれます。また、平成28年度策定時の試算では、30年間の更新費用の試算総額は995.7億円で、計画期間一年あたりの平均費用は33.1億円が見込まれていたため、長寿命化等により平成28年度策定時の試算よりも縮減可能な見込みとなりました。

しかしながら、直近10年間に掛けてきた費用の平均が19.3億円ですので、長寿命化等対策を実施したとしても、公共施設等を更新するには歳出増加が見込まれます。

#### (4) 公共施設等につけられる財源

今後、生産年齢人口の減少等に伴って市税収入の減少が見込まれ、扶助費等の歳出は増加することが見込まれます。

また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、大規模修繕なども必要となります。

このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 基本方針

#### ① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

総合計画や各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を推進します。

#### ② 施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。

類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。

また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

#### ③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

都市インフラ（道路、橋りょう、上水道等）をはじめとした、今後も継続して使用する公共施設等については、これまで不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

#### ④ 市民ニーズに対応した施設の活用

社会情勢や人口構造の変化による市民ニーズの多様化、ユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設等の有効活用を行います。

#### ⑤ 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら、計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

### (2) 実施方針

#### ① 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を適切に行っていきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

#### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて計画的に改修・更新します。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを検討します。

- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・管理運営にあたっては、PPP<sup>17</sup>/PFI<sup>18</sup>の積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

### ③ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

### ④ 耐震化の実施方針

- ・耐震化が完了していないものについては、耐震化の検討を進めていきます。
- ・災害拠点としての位置づけや、多数の市民の利用の有無などの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・検討に当たっては、本市の既存計画である三浦市耐震改修促進計画や三浦市市有建築物耐震化基本方針と整合を図っていきます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・市民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用できるよう進めます。
- ・公共施設の耐用年数到来年度（公共施設の更新の対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については、必要な長寿命化を実施します。
- ・インフラについては、ライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行います。

### ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。
- ・誰もが利用しやすい施設になるよう、改修や建替え等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

### ⑦ 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の総量縮減だけで財政的な対応をすることはできませんが、できる限り公共施設等の縮減を進めていく必要があるといえます。

<sup>17</sup> Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

<sup>18</sup> Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

- ・公共施設等の縮減にあたっては、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から、類似・重複した施設の集約化又は複合化などを検討し、既存施設の更新（建替え）にあたっても同様に検討し、統合や廃止を進めます。
- ・公共施設等の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設等の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・公共施設等の多機能集約化（1つの施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取組み）を進めていきます。
- ・近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量にしていきます。

#### ⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・令和2年5月の「『ゼロカーボンシティみうら』宣言」に基づき、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取り組みを進めます。
- ・公共施設の新築・改修時などには、断熱性の高い建材の利用や、太陽光発電設備を導入するなどのZEB化を検討・推進し、省エネ性能向上を図ります。

#### ⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを確実に進行します。
- ・建築物の計画設計、維持補修に関する設計監理などについて、全庁一元化した組織を設けて対応することにより、最適な意思決定を行える体制とします。

### 3 計画期間における公共施設等の管理に関する取組方針

#### (1) 基本的な考え方

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、原則として既存施設の有効活用を図ることを検討します。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあっても、行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討します。
- ③ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。
- ④ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組みを検討します。
- ⑤ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる個別施設計画を策定・改訂します。

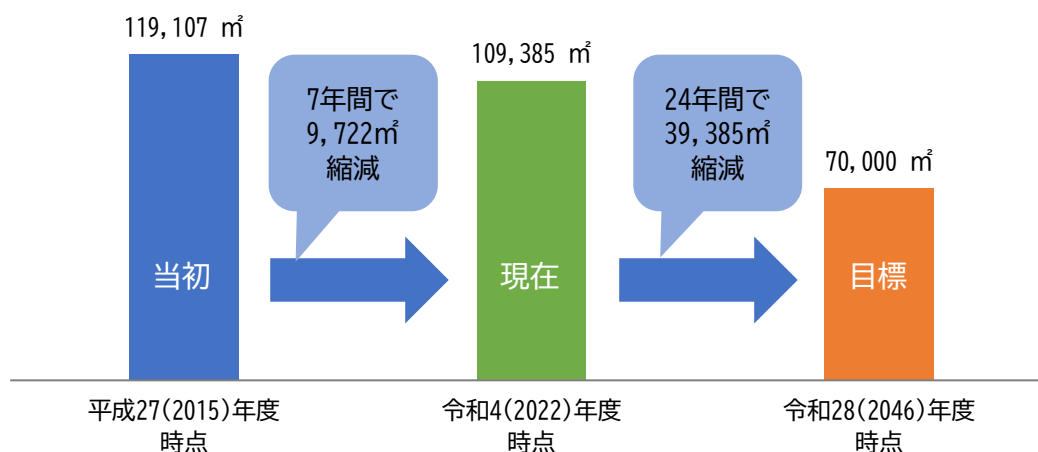
#### (2) 総量縮減に向けた数値目標

将来の人口推計及び県内自治体比較から、計画期間終了時の普通会計施設保有総量で 7 万㎡を目標に縮減します。

##### 【縮減目標の算出方法】平成 28 年度策定時

- |   |                                  |           |
|---|----------------------------------|-----------|
| a | 普通会計施設保有総量（平成 27 年度）             | 119,107 ㎡ |
| b | 令和 27（2045）年三浦市人口（平成 25 年度社人研推計） | 28,851 人  |
| c | 平成 27（2015）年三浦市人口（国勢調査）          | 45,289 人  |
| d | 三浦市人口あたりの総延床面積推奨値（平成 27 年度）      | 124,527 ㎡ |
| e | 三浦市の建物（行政財産）総延床面積（平成 26 年度）      | 134,286 ㎡ |
- ※ 令和 27（2045）年普通会計保有総量（縮減目標）  
 $a \times (b/c) \times (d/e) = 70,362 \text{ ㎡} \neq 7 \text{ 万㎡}$

目標に対する進捗状況





なお、参考として現時点の状況を踏まえて算出すると以下の通りとなります。

※現時点データでの参考※

- a 普通会計施設保有総量（令和4年度） 109,385 m<sup>2</sup>
  - b 令和27（2045）年三浦市人口（平成30年度社人研推計） 23,827 人
  - c 令和2（2020）年三浦市人口（国勢調査） 42,069 人
  - d 三浦市人口あたりの総延床面積推奨値（令和2年度） 115,430 m<sup>2</sup>
  - e 三浦市の建物（行政財産）総延床面積（令和2年度） 129,425 m<sup>2</sup>
  - f 平成27（2015）年度から令和4（2022）年度にかけての縮減面積 9,722 m<sup>2</sup>
- ※ 令和27（2045）年普通会計保有総量（縮減目標※参考※）  
 $a \times (b/c) \times (d/e) + f = 64,976 \text{ m}^2 \neq 6.5 \text{ 万m}^2$

平成28年度策定時と同様の計算式に加えて、現在までの縮減面積を勘案して算出結果に加算しています。これによると目標保有量は6.5万m<sup>2</sup>となり、平成28年度策定時よりもさらに縮減が必要と捉えることも出来ます。

しかしながら、あくまで計算上の相対的な値であり、これ以上の縮減はサービスの質にも影響が出てくる可能性が高いため、目標としては変更なく令和27（2045）年度時点で7万m<sup>2</sup>まで縮減することを引き続き掲げます。

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 【普通会計の施設】

※各施設の具体的な取組等については、今後見直しを行っていく個別施設計画で示していきます。

#### 1 市民文化系施設

##### (1) 施設一覧

| No     | 地域  | 施設名称       | 運営主体  | 主要建物 |            |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|--------|-----|------------|-------|------|------------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|        |     |            |       | 建築年度 | 構造         | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| 集会施設   |     |            |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 公民館    |     |            |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1      | 南下浦 | 南下浦市民センター  | 直営    | 1978 | 鉄筋コンクリート   | 44   | 1,003    | -        | -        | -          | -          | -       |
| 2      | 初声  | 初声市民センター   | 直営    | 1981 | 鉄筋コンクリート   | 41   | 980      | 2,295    | 27,470   | 17,251     | 19,451     | 1,868   |
| 小計     |     |            |       |      |            |      | 1,983    | 2,295    | 27,470   | 17,251     | 19,451     | 1,868   |
| 合計     |     |            |       |      |            |      | 1,983    | 2,295    | 27,470   | 17,251     | 19,451     | 1,868   |
| 文化施設   |     |            |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 市民交流施設 |     |            |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1      | 初声  | 三浦市民交流センター | 指定管理者 | 2019 | 鉄骨造        | 3    | 480      | 1,946    | 23,270   | 264        | 13,721     | 0       |
| 小計     |     |            |       |      |            |      | 480      | 1,946    | 23,270   | 264        | 13,721     | 0       |
| 文化会館   |     |            |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1      | 三崎  | 三浦市民ホール    | 指定管理者 | 2001 | 鉄骨鉄筋コンクリート | 21   | 1,183    | 106      | 11,344   | 8,999      | 18,976     | 1,893   |
| 小計     |     |            |       |      |            |      | 1,183    | 106      | 11,344   | 8,999      | 18,976     | 1,893   |
| 合計     |     |            |       |      |            |      | 1,663    | 2,052    | 34,614   | 9,263      | 32,697     | 1,893   |

※南下浦市民センターは令和5年3月11日に解体されているため、本表以外では対象施設から除いています。

##### (2) 現状や課題に関する基本認識

###### [公民館]

社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、初声市民センターを初声地区に設置しており、市民活動の拠点として、地域住民の様々な活動に、令和4（2022）年度においては延べ27,470人の方に利用されています。なお、図書館初声分館、初声出張所との複合施設となっています。

建築年度から見ると、築後41年であり耐用年数の半ばを越えています。新耐震基準以前の建築であり、耐震改修工事は実施していないため、耐震性は確保されていません。

###### [市民交流施設]

市民の自発的な活動を活性化させ、地域や年代を超えた人々の交流を育むための施設として、三浦市民交流センターを初声地区に設置しており、令和4（2022）年度においては23,270人の方に利用されています。

当該施設は、令和元（2019）年度に建築されたベシア三浦店の2階の一部を賃貸している新しい施設で、指定管理者制度を導入して運営しています。

###### [文化会館]

市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上を図るための施設として、三浦市民

ホールを三崎地区に設置しており、令和4（2022）年度においては地域住民の身近な文化活動や、イベント開催など、延べ11,344人の方に利用されています。

三浦市民ホールは、平成13（2001）年度に三崎フィッシャリーナウォーフ内に設置されましたが、海岸に近く、潮風の影響を受けやすい立地であることから、壁の塗装の剥がれや、コンクリートの剥がれが顕著となっています。

### （3）管理に関する基本的な考え方

#### [公民館]

公民館については、各地域における市民活動の拠点として位置づけられることから、利用者数や地域の実情などを考慮して、適正な規模を検討します。

初声市民センター・出張所については、計画的に修繕等を実施していきます。

なお、南下浦市民センターは、子育て賃貸住宅との複合施設であるコミュニティセンターとして建替中であり、建設後は指定管理者による管理を行っていきます。

#### [市民交流施設]

三浦市民交流センターは、令和21（2039）年度まで株式会社ベイシアと賃貸借契約を締結しており、引き続き指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

#### [文化会館]

三浦市民ホールは、文化活動の拠点として利用が図られており、市民による演奏会などの音楽活動の発表の場や講演会等の行事などに使用されていることから、今後も必要な施設として、長寿命化対策を施し適切に維持管理していく施設とします。

## 2 社会教育系施設

## (1) 施設一覧

| No         | 地域  | 施設名称        | 運営主体 | 主要建物 |          |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|------------|-----|-------------|------|------|----------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|            |     |             |      | 建築年度 | 構造       | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| 図書館        |     |             |      |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 図書館        |     |             |      |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 1          | 三崎  | 図書館         | 直営   | 1971 | 鉄筋コンクリート | 51   | 242      | 7,208    | 7,208    | 16,505     | 0          | 0       |
| 2          | 南下浦 | 図書館南下浦分館    | 直営   | 1978 | 鉄筋コンクリート | 44   | 109      | -        | -        | -          | -          | -       |
| 3          | 初声  | 図書館初声分館     | 直営   | 1981 | 鉄筋コンクリート | 41   | 121      | 9,127    | 9,127    | 3,200      | 13         | 17      |
| 小計         |     |             |      |      |          |      | 472      | 16,335   | 16,335   | 19,705     | 13         | 17      |
| 合計         |     |             |      |      |          |      | 472      | 16,335   | 16,335   | 19,705     | 13         | 17      |
| その他社会教育系施設 |     |             |      |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| その他社会教育系施設 |     |             |      |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 1          | 三崎  | 白秋記念館       | 直営   | 1960 | 鉄筋コンクリート | 62   | 141      | 875      | 3,263    | 1,362      | 199        | 0       |
| 2          |     | 旧城ヶ島分校海の資料館 | 直営   | 1924 | 木造       | 98   | 394      | 2        | 17       | 7          | 179        | 0       |
| 3          | 初声  | 文化財収蔵庫      | 直営   | 1953 | 木造       | 69   | 618      | 8        | 121      | 4,404      | 265        | 0       |
| 小計         |     |             |      |      |          |      | 1,153    | 885      | 3,401    | 5,773      | 643        | 0       |
| 合計         |     |             |      |      |          |      | 1,153    | 885      | 3,401    | 5,773      | 643        | 0       |

※図書館南下浦分館は令和5年3月11日に解体されているため、本表以外では対象施設から除いています。

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [図書館]

三浦市図書館は本館が三浦市役所第2分館内に、初声分館が初声市民センター内に設置され、南下浦分館は令和4年10月から子育て賃貸住宅整備事業に伴い休館しています。

また、令和4(2022)年度における3館(南下浦分館は令和4年9月まで)合計の利用者は延べ24,281人となっています。

本館及び初声分館は老朽化が進んでいることから、設置されている施設と一体で検討することが必要です。

現在は、県立三崎高等学校跡地における市民交流拠点整備事業の中で、図書館の整備を予定しています。

## [その他社会教育系施設]

北原白秋に関する文芸資料等を収集、整理保存、及び展示し、市民の文化の振興と向上に資するため、白秋記念館を三崎地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ3,263人の方に利用されています。

白秋記念館は、新耐震基準以前の建物であるため老朽化が進んでおり、白秋の功績の伝承方法にかかる新たな手だてを検討する必要があります。

また、神奈川県指定有形民俗文化財(城ヶ島漁撈用具コレクション)その他海に関する資料等の保管と活用を図るため、旧城ヶ島分校海の資料館を三崎地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ17人の方に利用されています。

また、消失する農具や漁具・民具、土器や石器などを郷土資料として収蔵・保存するため、文化財収蔵庫を初声地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ121人の方に利用されています。

旧城ヶ島分校海の資料館及び文化財収蔵庫は、老朽化が著しく進行しており、速やかに今後のあり方を検討する必要があります。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [図書館]

図書館は、地域住民に図書館サービスを提供するため、今後も適切に維持管理していく施設とします。

三浦市図書館は、三浦市役所の庁舎移転計画と合わせて建替え継続とします。また、初声分館は初声市民センターと一体で修繕を実施します。

南下浦分館は南下浦市民センターの子育て賃貸住宅等整備事業とあわせて建替え中であり、建設後は指定管理者による管理を行っていきます。

#### [その他社会教育系施設]

白秋記念館は、白秋の功績を伝承できる新たな手法を定めた後、現在の施設は廃止とします。

文化財収蔵庫（木造棟）は、市内空き施設または、空き教室等への移設場所を検討し、移設後に現在の施設を廃止とします。収蔵庫（プレハブ棟）については、耐用年数まで期間がありますが、老朽化が著しいため木造棟同様空き施設、空き教室等への移転を検討し、移転後に施設を廃止します。

旧城ヶ島分校海の資料館は文化財に指定されている施設のため、維持継続していく施設です。しかし老朽化が著しいことから費用を投じて建替え等の対策を実施すると、文化財としての価値がなくなる可能性があります。また対策を実施しない場合、屋根材や壁材の飛散により近隣に損害を及ぼす可能性もあるため、文化財としての価値や保存資料の管理を含めた検討を行っていきます。

## 3 スポーツ・レクリエーション系施設

## (1) 施設一覧

| No              | 地域  | 施設名称            | 運営主体  | 主要建物 |          |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |        |
|-----------------|-----|-----------------|-------|------|----------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|--------|
|                 |     |                 |       | 建築年度 | 構造       | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |        |
| スポーツ施設          |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 体育館             |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 1               | 初声  | 三浦市総合体育館        | 指定管理者 | 1996 | 鉄筋コンクリート | 26   | 6,064    | 5,817    | 101,498  | 37,484     | 58,219     | 18,543  |        |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 小計       | 6,064    | 5,817    | 101,498    | 37,484     | 58,219  | 18,543 |
| プール             |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 1               | 三崎  | 三浦市水泳プール        | 直営    | 1962 | 木造       | 60   | 143      | 0        | 0        | 0          | 5          | 0       |        |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 小計       | 143      | 0        | 0          | 5          | 0       |        |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 合計       | 6,207    | 5,817    | 101,498    | 37,484     | 58,224  | 18,543 |
| レクリエーション施設・観光施設 |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 観光インフォメーションセンター |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 1               | 南下浦 | 観光インフォメーションセンター | 業務委託  | 1987 | 木造       | 35   | 231      | 4,872    | 2,388    | 3,139      | 442        | 0       |        |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 小計       | 231      | 4,872    | 2,388      | 442        | 0       |        |
| 駐車場             |     |                 |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |        |
| 1               | 三崎  | 油壺駐車場           | 指定管理者 | 1952 | 木造       | 70   | 57       | 11,611   | 11,611   | 4,150      | 412        | 7,170   |        |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 小計       | 57       | 11,611   | 11,611     | 4,150      | 412     | 7,170  |
|                 |     |                 |       |      |          |      | 合計       | 288      | 16,483   | 13,999     | 7,289      | 854     | 7,170  |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [体育館]

市民の体育、スポーツ及びレクリエーション並びに文化の普及振興を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与するための施設として、三浦市総合体育館を初声地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ101,498人の方に利用されています。

耐用年数の1/2にあたる建築後30年目の到来が近づいていますが、新耐震基準以降に建築された建物であるため、施設躯体の耐震性は確保されています。しかし、これまで、雨漏りによる屋根の一部改修工事や老朽化により不具合が発生した各種設備(電気設備、冷暖房設備、給排水設備、建具等)の小規模修繕は実施してきたものの、工期が長期にわたることが見込まれるものや、多額の費用が見込まれるものについては、抜本的な対策が未実施となっています。

## [プール]

市民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供するとともに健康の維持増進を図るための施設として、三浦市水泳プールを三崎地区に設置しています。

一番古い建物で耐用年数到来から既に21年が経過しています。施設全体の老朽化が著しいことから、水泳プールとしての利用は、平成22(2010)年度に開場したのを最後に、平成23(2011)年度以降は休場している状態です。また、令和元(2019)年9月に三浦市を直撃した台風15号により、管理棟屋根の一部が捲れ上がり、応急的な修繕は実施したものの、現在においても、本復旧は実施していない状況です。

## [観光インフォメーションセンター]

観光インフォメーションセンターは首都圏自然歩道の案内機能や市内に訪れる観光客の案内、観光情報発信機能を担う施設として、南下浦地区に設置しており、令和4（2022）年度においては延べ2,388人の方に利用されています。

当該施設は、建築から30年以上経過し、令和9（2027）年には、耐用年数（40年）を迎えます。

建物及び設備等に劣化が見受けられるため、外部のコーキング改修等の部分的な修繕は実施しているものの、改修工事等の予防保全が実施できていない状況です。

## [駐車場]

自動車等を利用する観光客及び地域住民の利便を図り、地域経済の振興に資するため、油壺駐車場を三崎地区に設置しています。

油壺駐車場は、指定管理者制度を導入して運営の効率化を図っておりますが、管理事務所建物等の老朽化や車室部分等、路面の劣化が進行しており、計画的な補修工事を実施する必要があります。

**（3）管理に関する基本的な考え方**

## [体育館]

三浦市総合体育館は、屋内スポーツや文化活動を行う市内における最大規模の施設として、重要な役割を果たしていることから、今後も適切に維持管理及び長寿命化していく施設とします。

## [プール]

三浦市水泳プールは、二町谷海業振興プロジェクトの事業者等から利活用の意向が示されており、当該事業者等から具体的な提案があった場合は、神奈川県及び市の関係部課等と協議をしながら海業振興に寄与する事業を推進していくこととなります。

## [観光インフォメーションセンター]

観光インフォメーションセンターは、首都圏自然歩道の案内機能や市内に訪れる観光客の案内、観光情報発信機能を担う施設として今後も必要不可欠な施設です。よって、耐用年数到来年度まで施設の予防保全的改修工事等に取り組む必要があります。

## [駐車場]

油壺駐車場は、近隣のレジャー施設の閉館や今後予定されている宿泊施設等の営業終了の影響により需要の減少が懸念されますが、海水浴シーズンや行楽シーズン等、一定の需要が見込まれることから、引き続き指定管理者制度などの民間活力を活用して、最小のコストで必要なサービスが提供できるように努めます。

## 4 産業系施設

### (1) 施設一覧

| No        | 地域 | 施設名称     | 運営主体  | 主要建物 |          |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|-----------|----|----------|-------|------|----------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|           |    |          |       | 建築年度 | 構造       | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| 産業系施設     |    |          |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 労働会館・勤労会館 |    |          |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 1         | 三崎 | 勤労市民センター | 指定管理者 | 1984 | 鉄筋コンクリート | 38   | 977      | 784      | 9,850    | 0          | 3,423      | 0       |
| 小計        |    |          |       |      |          |      | 977      | 784      | 9,850    | 0          | 3,423      | 0       |
| 海業センター    |    |          |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 1         | 三崎 | 新港海業センター | 指定管理者 | 1992 | 鉄骨造      | 30   | 243      | 54       | 85,440   | 1,145      | 1,283      | 2,300   |
| 小計        |    |          |       |      |          |      | 243      | 54       | 85,440   | 1,145      | 1,283      | 2,300   |
| 合計        |    |          |       |      |          |      | 1,220    | 838      | 95,290   | 1,145      | 4,706      | 2,300   |

### (2) 現状や課題に関する基本認識

#### [労働会館・勤労会館]

勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与するための施設として、勤労市民センターを三崎地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ9,850人の方に利用されています。

建設から30年以上経過していますが、新耐震基準の建物であるため耐震性は確保されています。ただし建設後、部分的に屋上防水等の改修は実施しているものの、大規模な改修工事は実施しておらず、建設時のままの設備が大半であることから、建物及び設備等が劣化している状況です。

#### [海業センター]

海業の普及と事業展開を促進し、地域の経済活性化と社会発展に寄与するための施設として、新港海業センターを三崎地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ85,440人の方に利用されています。

三崎・城ヶ島地区は年間300万人程度の観光客が訪れる地区となります。その中で新港海業センターは、主に観光客が集まる三崎漁港の中の、うらりマルシェや、三浦市三崎水産物地方卸売市場に近接した場所にあり、三崎における観光の中心地となります。

上屋の柱部分は鉄骨であり耐用年数は60年となりますが、上屋屋根部の膜材については実質的な耐用年数が10年であり、計画的な補修・改修が必要です。

また、木造の管理棟についても、壁材に劣化が見られ、塗膜等の補修の必要があります。屋根材のスレート瓦(石綿セメント系カラー瓦)は、ヒビ割れや汚れ・カビ等の劣化が目立ち、葺き替えの必要があります。耐震性については、新耐震基準以後の建築であり、一定の耐震性は確保されています。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [労働会館・勤労会館]

勤労市民センターは、廃止を前提に当面の間運営を継続してきましたが、三崎地区のコミュニティ施設がなくなっていることを鑑み、その機能を確保するため当該施設をリニューアルして存続



していきます。

なお、施設を存続し運営していくためには大規模な改修を必要とし、老朽化が著しい自家用電気工作物、屋上防水、空調機、昇降機等を更新する必要があります。

#### [海業センター]

新港海業センターは、周辺の漁港施設及び水産関連施設と一体的な利用が図られており、水産業と観光をつなぐ懸け橋として、また三崎漁港の水産振興を図っていく施設のひとつとして、現状配置により耐用年数到来年度まで予防保全的に修繕を行い、適切に維持管理していきます。

なお、新港海業センターの木造管理棟については、現状の劣化状況や、塩害を避けられない立地条件等を勘案し、適切な時期に建物及び設備の修繕を実施する必要があります。

しかし、予防保全的な修繕のみで管理していくことが難しい場合は、建替え時期について、今後検討することとします。

## 5 学校教育系施設

## (1) 施設一覧

| No      | 地域  | 施設名称         | 運営主体 | 主要建物 |          |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 児童数・生徒数・利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|---------|-----|--------------|------|------|----------|------|----------|----------|------------------|------------|------------|---------|
|         |     |              |      | 建築年度 | 構造       | 経過年数 |          |          |                  |            |            |         |
| 学校      |     |              |      |      |          |      |          |          |                  |            |            |         |
| 小学校     |     |              |      |      |          |      |          |          |                  |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 三崎小学校        | 直営   | 1968 | 鉄筋コンクリート | 54   | 6,402    | -        | 102              | 1,572      | 8,107      | 0       |
| 2       |     | 名向小学校        | 直営   | 1966 | 鉄筋コンクリート | 56   | 4,764    | -        | 145              | 1,481      | 9,632      | 0       |
| 3       |     | 岬陽小学校        | 直営   | 1990 | 鉄筋コンクリート | 32   | 5,765    | -        | 151              | 1,460      | 8,576      | 429     |
| 4       | 南下浦 | 南下浦小学校       | 直営   | 1980 | 鉄筋コンクリート | 42   | 3,541    | -        | 86               | 1,441      | 7,084      | 0       |
| 5       |     | 上宮田小学校       | 直営   | 1974 | 鉄筋コンクリート | 48   | 6,003    | -        | 216              | 1,815      | 8,334      | 388     |
| 6       |     | 旭小学校         | 直営   | 1982 | 鉄筋コンクリート | 40   | 4,914    | -        | 136              | 1,372      | 6,648      | 0       |
| 7       | 初声  | 剣崎小学校        | 直営   | 1970 | 鉄筋コンクリート | 52   | 3,817    | -        | 57               | 1,446      | 5,402      | 0       |
| 8       |     | 初声小学校        | 直営   | 1972 | 鉄筋コンクリート | 50   | 5,813    | -        | 439              | 1,900      | 18,035     | 445     |
| 小計      |     |              |      |      |          |      | 41,019   | -        | 1,332            | 12,487     | 71,818     | 1,262   |
| 中学校     |     |              |      |      |          |      |          |          |                  |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 三崎中学校        | 直営   | 1993 | 鉄筋コンクリート | 29   | 7,589    | -        | 242              | 1,753      | 12,939     | 0       |
| 2       | 南下浦 | 南下浦中学校       | 直営   | 1981 | 鉄筋コンクリート | 41   | 6,646    | -        | 321              | 1,818      | 23,050     | 0       |
| 3       | 初声  | 初声中学校        | 直営   | 1979 | 鉄筋コンクリート | 43   | 5,949    | -        | 217              | 1,567      | 9,448      | 0       |
| 小計      |     |              |      |      |          |      | 20,184   | -        | 780              | 5,138      | 45,437     | 0       |
| 合計      |     |              |      |      |          |      | 61,203   | -        | 2,112            | 17,625     | 117,255    | 1,262   |
| その他教育施設 |     |              |      |      |          |      |          |          |                  |            |            |         |
| 給食センター  |     |              |      |      |          |      |          |          |                  |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 三崎学校給食共同調理場  | 業務委託 | 1978 | 鉄骨造      | 44   | 800      | -        | -                | 67,839     | 16,634     | 308     |
| 2       | 南下浦 | 南下浦学校給食共同調理場 | 業務委託 | 1979 | 鉄骨造      | 43   | 684      | -        | -                | 67,839     | 17,904     | 308     |
| 小計      |     |              |      |      |          |      | 1,484    | -        | -                | 135,678    | 34,538     | 616     |
| 合計      |     |              |      |      |          |      | 1,484    | -        | -                | 135,678    | 34,538     | 616     |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [学校]

本市では、三崎地区に3校、南下浦地区に4校、初声地区に1校の小学校を設置しています。

また、三崎地区、南下浦地区、初声地区に1校ずつ中学校を設置しています。

多くの主要建物施設が、昭和40年代から50年代に建設されており、老朽化が進んでいます。

児童・生徒数は、各地区とも多少の増減はあるものの減少傾向で、平成27(2015)年度時点の合計が2,890人だったのに対し、令和5(2023)年度時点では2,112人と、800人近く減少しています。

今後、少子化が進行していくことが予想されることから、令和5(2023)年2月に改訂した「三浦市学校教育ビジョン」に基づき、施設の有効活用を含め、今後のあり方を検討する必要があります。

## [給食センター]

学校給食法(昭和29年法律第160号)の規定に基づく学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として、三崎地区に三崎学校給食共同調理場、南下浦地区に南下浦学校給食共同調理場を設置し、市内小中学校の児童・生徒に学校給食を提供しています。

学校給食共同調理場は、学校給食を市内各小中学校に提供する拠点であり、安全安心な学校給食を実施するためにも適切に維持管理していくことが求められます。

維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

利用状況については、年々、児童及び生徒数が減少しており、将来的には1中学校区1小学校になることを目指している状況と併せて今後の計画をたてる必要があり、三崎、南下浦の2ヶ所の調理場を1つにまとめ効率的な運用をしていくことが必要となります。調理場を1つにまとめる事で床面積縮減が図れると考えますが、三崎・南下浦両調理場が建てられてから40年以上が経過しており、現在の学校給食法第9条第1項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」では「学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとする。」及び「汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に区分すること。」とあり、現状の延床面積では手狭となることから、建替え又は増築により、必要な床面積を確保する必要があります。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [学校]

児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視していきます。そのため、点検を行い、必要な修繕などを計画的に行っていきます。

令和5(2023)年2月に改訂した「三浦市学校教育ビジョン」に基づき、統廃合検討対象校に決定した三浦市立南下浦小学校と剣崎小学校の令和7(2025)年4月の統廃合に向けて令和5(2023)年6月に策定した「三浦市立南下浦小学校・剣崎小学校統廃合個別計画」により統廃合を進めています。

中学校3校において、令和12(2030)年度には全体で生徒数が648人と推測されますが、複数学年で単学級となる見込みはないため、現状では規模や性能を維持していく方針とします。

小学校、中学校は、公共施設の中でも整備面積が大規模な施設であり、地域の中核的な施設であることに鑑み、建替え更新を行う際には周辺の公共施設の機能の複合化も視野に進めていきます。

#### [給食センター]

三崎・南下浦学校給食共同調理場は、将来的な児童、生徒数の減少に伴う食数減を考慮しながら、「学校給食衛生管理基準」に沿った共同調理場の検討が必要となります。

学校給食の安定した提供を維持する必要があるため、当分の間は事後対応的修繕を実施していきます。

## 6 保健・福祉施設

### (1) 施設一覧

| No       | 地域 | 施設名称       | 運営主体  | 主要建物 |          |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|----------|----|------------|-------|------|----------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|          |    |            |       | 建築年度 | 構造       | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| 高齢福祉施設   |    |            |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 高齢者福祉施設等 |    |            |       |      |          |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 三崎 | 老人福祉保健センター | 指定管理者 | 1981 | 鉄筋コンクリート | 41   | 1,240    | 7,739    | 7,739    | 21,186     | 10,274     | 5,098   |
| 小計       |    |            |       |      |          |      | 1,240    | 7,739    | 7,739    | 21,186     | 10,274     | 5,098   |
| 合計       |    |            |       |      |          |      | 1,240    | 7,739    | 7,739    | 21,186     | 10,274     | 5,098   |

### (2) 現状や課題に関する基本認識

#### [高齢者福祉施設]

老人福祉保健センターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人等に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設として、三崎地区に設置しており、令和4（2022）年度においては延べ7,739人の方に利用されています。

新耐震基準以前の建築であったため、平成18（2006）年度に耐震診断を行い、その結果を踏まえ、平成19（2007）年度に耐震改修工事を実施したため、耐震性は確保されています。

外壁や屋上防水工事等については平成19（2007）年度に実施されていますが、それから年数が経過しているため、外壁等からの雨漏りが発生しており、現在は、その都度応急的に修繕を行っている状況です。また、立地が浜諸磯湾の付近であり、海風による塩害で屋外の付帯施設の劣化が著しい状況です。

#### [児童館]

平成24（2012）年12月策定の「三浦市立児童館の廃止等に関する方針」に基づき順次廃止を進め、令和元（2019）年9月に最後の児童館となった上宮田児童会館を用途廃止し三浦市立児童館はなくなりました。

#### [地域福祉事業所]

地域の福祉事業に寄与するための施設として、平成27（2015）年度時点においては初声地区に地域福祉事業所を設置していましたが、老朽化が著しく進行しており、用途廃止を行いました。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [高齢者福祉施設]

老人福祉保健センターは、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止の観点からも重要な役割を果たしている必要な施設であり、現配置において長寿命化対策を行い、適切に維持管理していきます。

[児童館]

児童館は、令和4（2022）年度現在までに廃止済みです。

[地域福祉事業所]

地域福祉事業所は、令和4（2022）年度現在までに廃止済みです。

## 7 行政系施設

## (1) 施設一覧

| No       | 地域  | 施設名称                 | 運営主体 | 主要建物 |            |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|----------|-----|----------------------|------|------|------------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|          |     |                      |      | 建築年度 | 構造         | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| 庁舎等      |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 庁舎       |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 三崎  | 三浦市役所                | 直営   | 1970 | 鉄筋コンクリート   | 52   | 4,471    | -        | -        | 79,006     | 37,878     | 9,087   |
| 2        |     | 三崎水産物地方卸売市場 (経済部事務室) | 貸付   | 1993 | 鉄骨鉄筋コンクリート | 29   | 385      | -        | -        | 1,232      | 12,193     | 0       |
| 3        |     | 神奈川県三浦合同庁舎           | 貸付   | 1982 | 鉄筋コンクリート   | 40   | 430      | -        | -        | 1,099      | 1,334      | 0       |
| 4        | 南下浦 | 南下浦出張所               | 直営   | 1978 | 鉄筋コンクリート   | 44   | 109      | -        | -        | -          | -          | -       |
| 5        | 初声  | 初声出張所                | 直営   | 1981 | 鉄筋コンクリート   | 41   | 128      | 11,789   | -        | 9,997      | 0          | 0       |
| 小計       |     |                      |      |      |            |      | 5,524    | 11,789   | 0        | 91,334     | 51,405     | 9,087   |
| 合計       |     |                      |      |      |            |      | 5,524    | 11,789   | 0        | 91,334     | 51,405     | 9,087   |
| 消防施設     |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 消防署      |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 初声  | 三浦消防署                | 貸付   | 2016 | 鉄筋コンクリート   | 6    | 2,744    | -        | -        | 1,110      | 33         | 122     |
| 小計       |     |                      |      |      |            |      | 2,744    | 0        | 0        | 1,110      | 33         | 122     |
| 分署・消防団詰所 |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 三崎  | 三浦消防署三崎出張所           | 貸付   | 1998 | 鉄筋コンクリート   | 24   | 249      | -        | -        | 1,017      | 4          | 76      |
| 2        |     | 第1分団詰所               | 直営   | 1992 | 木造         | 30   | 65       | 24       | 480      | 0          | 0          | 0       |
| 3        |     | 第2分団詰所               | 直営   | 2001 | 木造         | 21   | 79       | 24       | 432      | 0          | 0          | 28      |
| 4        |     | 第3分団詰所               | 直営   | 1995 | 木造         | 27   | 59       | 24       | 408      | 0          | 0          | 0       |
| 5        |     | 第4分団詰所               | 直営   | 1991 | 木造         | 31   | 65       | 24       | 408      | 0          | 0          | 0       |
| 6        |     | 第5分団詰所               | 直営   | 1994 | 木造         | 28   | 66       | 24       | 456      | 0          | 0          | 0       |
| 7        | 南下浦 | 第8分団詰所(1)            | 直営   | 1981 | 鉄骨造        | 41   | 53       | 24       | 216      | 0          | 0          | 0       |
| 8        |     | 第8分団詰所(2)            | 直営   | 1981 | 木造         | 41   | 60       | 24       | 216      | 0          | 0          | 0       |
| 9        | 初声  | 第10分団詰所              | 直営   | 2017 | 木造         | 5    | 68       | 24       | 216      | 0          | 0          | 0       |
| 小計       |     |                      |      |      |            |      | 765      | 192      | 2,832    | 1,017      | 4          | 104     |
| 合計       |     |                      |      |      |            |      | 3,508    | 192      | 2,832    | 2,127      | 37         | 226     |
| その他行政系施設 |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 倉庫       |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 三崎  | 諏訪地内倉庫               | 直営   | 1960 | コンクリートブロック | 62   | 98       | -        | -        | 339        | 0          | 0       |
| 2        | 南下浦 | 倉庫                   | 直営   | 1985 | 鉄筋コンクリート   | 37   | 727      | -        | -        | 0          | 804        | 1       |
| 小計       |     |                      |      |      |            |      | 825      | 0        | 0        | 339        | 804        | 1       |
| その他行政系施設 |     |                      |      |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1        | 三崎  | 防災行政用無線局(1)          | 直営   | 1986 | 鉄筋コンクリート   | 36   | 29       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 2        | 初声  | 防災行政用無線局(2)          | 直営   | 1987 | 鉄骨造        | 35   | 4        | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 小計       |     |                      |      |      |            |      | 33       | 0        | 0        | 0          | 0          | 0       |
| 合計       |     |                      |      |      |            |      | 858      | 0        | 0        | 339        | 804        | 1       |

※南下浦出張所は令和5年3月11日に解体されているため、本表以外では対象施設から除いています。

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [庁舎]

庁舎は、三崎地区に本館・分館・第二分館からなる三浦市役所を設置するほか、南下浦地区と初声地区に1箇所ずつ出張所を設置しています。

市役所庁舎は、行政サービスの拠点であり、その機能を常に維持していく必要があります。

今後の維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、早期に改修または修繕が必要な施設がある中で、対策時期を適切に検討しなければなりません。また、市役所を含む城山地区の利活用についても計画、検討が行われており、利活用計画と連動していく必要があります。

神奈川県三浦合同庁舎及び三浦市三崎水産物地方卸売市場は、それぞれ神奈川県及び市場管理事務所の所管であることから、建物の維持管理については、各施設所有者に委ねることとしますが、今後の職員配置について検討の上、借用する時期を決めていく必要があります。

消防行政運営については、平成 29（2017）年 4 月 1 日より、事務委託方式により三浦市と横須賀市における消防の広域化が開始され、横須賀市に事務を委ねています。

#### [消防署・分署]

三崎地区に三浦消防署三崎出張所、初声地区に三浦消防署を設置しています。

三浦消防署、三浦消防署三崎出張所は、横須賀市との消防広域化により活用されていますが、原則として施設の財産としての取り扱いについては本市に帰属されていることから、今後の建替えや大規模改修工事については、本市が計画的に実施する必要があります。

#### [消防団詰所]

消防団詰所は、三崎地区に 5 施設、南下浦地区に 2 施設、初声地区に 1 施設を設置しており、消防団にかかる事務は、引き続き本市が行います。

消防団詰所は、地域コミュニティにおける防災拠点施設であることから、適切に維持管理していくことが求められます。維持管理においては、近いうちに耐用年数が到来する施設があることから、早急に建替え工事等の検討をしなくてはなりません。

#### [倉庫]

倉庫は、三崎地区に 1 施設、南下浦地区に 1 施設所在しています。

倉庫（旧メガロン第 2 汚水処理施設）は、民間マンションの下水終末処理場として建設されたものであり、地上 1 階、地下 2 階の建物となっています。地下 1 階及び地下 2 階部分は階段が狭く、倉庫としての使用が困難な状況です。地上 1 階部分のみを倉庫として使用していますが、ポンプや配管等の設備が存置した状態のまま空いたスペースや通路等を使用しているため、使い勝手が非常に悪い状況にあります。また立地が市庁舎から離れており、利便性に欠けるため利用頻度が低く、施設として有効に活用されていない状況にあります。

実態として下水終末処理場であるため、解体撤去費用については、通常の倉庫と異なり、多額の費用がかかることが予想されます。

諏訪地内倉庫については、既に倉庫として利用されていないことから、建物廃止にあたっては特に課題はありません。現状のまま施設を残した場合、老朽化により、飛散等の近隣への影響が懸念されます。

#### [その他行政系施設]

本市における防災、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局として、三崎地区と初声地区に防災行政用無線局を設置していま

したが、令和5（2023）年度に神奈川県が実施する新システムの更新に伴い防災行政用無線局は、その役目を終えます。

### （3）管理に関する基本的な考え方

#### [庁舎]

市では、市民交流拠点整備事業において、令和8（2026）年度には県立三崎高等学校跡地（引橋B2地区）へ庁舎を移転する計画を進めています。

庁舎施設は行政サービスの核となる施設であり、災害時の対応においては重要な役割を果たす施設であることなどから、庁舎移転までの間は、現状の庁舎の適切な機能維持に努めます。

#### [消防本部・分署]

三浦消防署は、本市における消防活動の拠点として、横須賀市との連携を図りながら、今後も適切に維持管理運営を行っていきます。

三浦消防署三崎出張所は、今後も適切に維持管理していく施設として、計画的に修繕等を実施していきます。

#### [消防団詰所]

消防団詰所は、地域防災拠点施設として、適切に維持管理し長寿命化する施設とします。

第1分団、第2分団、第3分団、第4分団、第5分団、第8分団菊名詰所については、計画的に修繕等を実施していきます。

第8分団金田詰所については、令和6（2024）年度中に旧南下浦出張所用地に新築し、既存の施設は防災資機材倉庫として活用していくこととします。

第10分団和田詰所は、平成29（2017）年度に建築しているため、予防保全的修繕等を行いながら、今後も維持継続することとします。

#### [倉庫]

倉庫（旧メガロン第2污水处理施設）については、現在、環境課及び他課の物品が保管されていますが、使用頻度は低く、コストをかけて施設を長寿命化させる価値は見いだせないこと、他の用途に転用する場合は過大なコストがかかることが予想されることから、最低限の維持管理を直営で行いながら使用を続けます。

諏訪地内倉庫は既に利用がなされていないことから、廃止（解体）の方向で検討を進めていくこととします。

#### [その他行政系施設]

防災行政用無線局は、令和5（2023）年度に神奈川県が実施する新システムの更新に伴い、本施設はその役目を終えるため、解体や他用途への転用等の検討を進めていきます。



## 8 公営住宅

## (1) 施設一覧

| No       | 地域 | 施設名称     | 運営主体 | 主要建物 |       |      | 延床面積 (㎡) | 管理戸数 (戸)・利用件数 (件) | 入居戸数 (戸)・利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|----------|----|----------|------|------|-------|------|----------|-------------------|-------------------|------------|------------|---------|
|          |    |          |      | 建築年度 | 構造    | 経過年数 |          |                   |                   |            |            |         |
| 公営住宅     |    |          |      |      |       |      |          |                   |                   |            |            |         |
| 市営住宅     |    |          |      |      |       |      |          |                   |                   |            |            |         |
| 1        | 三崎 | 晴海住宅     | 直営   | 1953 | 木造    | 69   | 28       | 1                 | 1                 | 3,408      | 0          | -       |
| 2        |    | 諸磯住宅     | 直営   | 1956 | 木造    | 66   | 1,225    | 37                | 9                 | 2,989      | 5,283      | 1,883   |
| 3        | 初声 | 下宮田住宅    | 直営   | 1964 | 軽量鉄骨造 | 58   | 1,704    | 40                | 10                | 11,084     | 10,497     | 2,082   |
| 小計       |    |          |      |      |       |      | 2,957    | 78                | 20                | 17,481     | 15,780     | 3,965   |
| 公営住宅付属施設 |    |          |      |      |       |      |          |                   |                   |            |            |         |
| 1        | 初声 | 下宮田住宅集会所 | 直営   | 1965 | 軽量鉄骨造 | 57   | 44       | 1                 | -                 | 0          | 0          | 0       |
| 小計       |    |          |      |      |       |      | 44       | 1                 | -                 | 0          | 0          | 0       |
| 合計       |    |          |      |      |       |      | 3,001    | 79                | 20                | 17,481     | 15,780     | 3,965   |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [市営住宅]

本市の市営住宅の建物について、近年の台風等の暴風雨による被害状況、その他施設・設備の補修の困難性、また市内の県営住宅の供給状況を鑑み、入居者や近隣への安全を確保するため、令和4(2022)年度に晴海住宅・下宮田住宅の用途廃止を行い、令和5(2023)年度に残る諸磯住宅を用途廃止し、三浦市営住宅条例の廃止を予定しております。用途廃止により転居を要する入居者には、転居先のサポートを行うとともに、移転補償や家賃補償を行っています。

用途廃止後の建物は用途廃止の目的を鑑み、早急に解体する必要があります。

## (3) 管理に関する基本的な考え方

## [市営住宅]

令和5(2023)年度には晴海住宅及び下宮田住宅の解体を終え、令和6(2024)年度には残る諸磯住宅の解体を行い、全ての市営住宅の解体を終える予定です。

晴海住宅用地は令和5(2023)年度に売却を行い、諸磯住宅用地については、用地の整理を行ったうえで売却等の利活用を検討していきます。

下宮田住宅用地及び諸磯(けら田)住宅用地の一部については、借地の返還や跡地の利活用等を検討していきます。

## 9 公園

## (1) 施設一覧

| No      | 地域      | 施設名称     | 運営主体   | 主要建物 |            |       | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|---------|---------|----------|--------|------|------------|-------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|         |         |          |        | 建築年度 | 構造         | 経過年数  |          |          |          |            |            |         |
| 公園      |         |          |        |      |            |       |          |          |          |            |            |         |
| スポーツ施設  |         |          |        |      |            |       |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 初声      | 三浦スポーツ公園 | 指定管理者  | 2009 | 鉄筋コンクリート   | 13    | 837      | 2,284    | 30,357   | 13,638     | 6,558      | 4,677   |
| 2       |         | 飯盛調整池公園  | 指定管理者  | 1995 | 軽量鉄骨造      | 27    | 1        | 542      | 1,582    | 837        | 24         | 240     |
| 小計      |         |          |        |      |            |       | 838      | 2,826    | 31,939   | 14,475     | 6,582      | 4,917   |
| その他公園施設 |         |          |        |      |            |       |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 三崎      | 尾上中央公園   | 直営     | 1984 | コンクリートブロック | 38    | 10       | -        | -        | 339        | 71         | 10      |
| 2       |         | 丸畑公園     | 直営     | 1991 | 鉄筋コンクリート   | 31    | 8        | -        | -        | 339        | 75         | 13      |
| 3       |         | 栄児童公園    | 直営     | 1993 | 鉄筋コンクリート   | 29    | 7        | -        | -        | 426        | 262        | 11      |
| 4       |         | 諸磯公園     | 直営     | 1986 | 軽量鉄骨造      | 36    | 21       | -        | -        | 198        | 214        | 0       |
| 5       |         | 白須児童公園   | 直営     | 1988 | コンクリートブロック | 34    | 9        | -        | -        | 304        | 133        | 8       |
| 6       |         | 向ヶ崎公園    | 直営     | 2005 | 軽量鉄骨造      | 17    | 1        | -        | -        | 237        | 73         | 1       |
| 7       |         | 宮城児童公園   | 直営     | 1989 | 木造         | 33    | 12       | -        | -        | 215        | 354        | 0       |
| 8       |         | 城ヶ島灯台公園  | 直営     | 1992 | 鉄筋コンクリート   | 30    | 10       | -        | -        | 264        | 87         | 0       |
| 9       |         | 諸磯第二公園   | 直営     | 2009 | 鉄骨造        | 13    | 9        | -        | -        | 283        | 10         | 0       |
| 10      |         | 宮川公園     | 直営     | 1997 | 木造         | 25    | 39       | -        | -        | 304        | 502        | 35      |
| 11      |         | 歌舞島児童公園  | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 150        | 354        | 5       |
| 12      |         | 岬陽児童公園   | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 259        | 557        | 5       |
| 13      |         | 城ヶ島児童公園  | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 170        | 6          | 0       |
| 14      |         | 馬宮児童公園   | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 150        | 4          | 6       |
| 15      |         | 天神堂児童公園  | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 218        | 65         | 2       |
| 16      |         | 海南児童公園   | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 304        | 61         | 2       |
| 17      |         | 女堰公園     | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 196        | 4          | 1       |
| 18      |         | 城山児童公園   | 直営     | 1980 | -          | 42    | 0        | -        | -        | 170        | 605        | 2       |
| 19      |         | 尾上台公園    | 直営     | 1984 | -          | 38    | 0        | -        | -        | 318        | 67         | 2       |
| 20      |         | 屋志倉北公園   | 直営     | 1984 | -          | 38    | 0        | -        | -        | 339        | 73         | 2       |
| 21      |         | 屋志倉南公園   | 直営     | 1984 | -          | 38    | 0        | -        | -        | 318        | 63         | 8       |
| 22      |         | 東岡公園     | 直営     | 1987 | -          | 35    | 0        | -        | -        | 212        | 303        | 11      |
| 23      |         | 天神町公園    | 直営     | 1990 | -          | 32    | 0        | -        | -        | 236        | 67         | 1       |
| 24      |         | 大宝院公園    | 直営     | 1991 | -          | 31    | 0        | -        | -        | 254        | 87         | 9       |
| 25      |         | 郷戸公園     | 直営     | 1991 | -          | 31    | 0        | -        | -        | 218        | 69         | 1       |
| 26      |         | 岬坂公園     | 直営     | 1994 | -          | 28    | 0        | -        | -        | 170        | 70         | 0       |
| 27      |         | 油壺公園     | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 240        | 16         | 4       |
| 28      |         | 郷戸緑地     | 直営     | 2000 | -          | 22    | 0        | -        | -        | 150        | 931        | 7       |
| 29      |         | 名向崎緑地    | 直営     | 2014 | -          | 8     | 0        | -        | -        | 150        | 4          | 0       |
| 30      |         | 南下浦      | 堂ヶ谷西公園 | 直営   | 1995       | 軽量鉄骨造 | 27       | 1        | -        | -          | 215        | 66      |
| 31      | 根辺ヶ谷戸公園 |          | 直営     | 1995 | 軽量鉄骨造      | 27    | 1        | -        | -        | 225        | 93         | 1       |
| 32      | 堂ヶ谷東公園  |          | 直営     | 1989 | 軽量鉄骨造      | 33    | 3        | -        | -        | 234        | 72         | 0       |
| 33      | 柿ヶ作公園   |          | 直営     | 1995 | 鉄筋コンクリート   | 27    | 18       | -        | -        | 304        | 77         | 1       |
| 34      | 小松ヶ池公園  |          | 直営     | 2006 | 鉄骨造        | 16    | 23       | -        | -        | 548        | 1,105      | 210     |
| 35      | 菊名児童公園  |          | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 207        | 4          | 2       |
| 36      | 毘沙門児童公園 |          | 直営     | 1973 | -          | 49    | 0        | -        | -        | 218        | 60         | 5       |
| 37      | 水深公園    |          | 直営     | 1982 | -          | 40    | 0        | -        | -        | 339        | 4          | 0       |
| 38      | 石作公園    |          | 直営     | 1982 | -          | 40    | 0        | -        | -        | 241        | 79         | 4       |
| 39      | 上宮田公園   |          | 直営     | 1982 | -          | 40    | 0        | -        | -        | 228        | 282        | 0       |
| 40      | 島廻り公園   |          | 直営     | 1982 | -          | 40    | 0        | -        | -        | 239        | 83         | 0       |

| No | 地域      | 施設名称      | 運営主体 | 主要建物 |       |          | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|----|---------|-----------|------|------|-------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|    |         |           |      | 建築年度 | 構造    | 経過年数     |          |          |          |            |            |         |
| 41 | 南下浦     | 芝原公園      | 直営   | 1983 | -     | 39       | 0        | -        | -        | 214        | 60         | 1       |
| 42 |         | 金原公園      | 直営   | 1983 | -     | 39       | 0        | -        | -        | 213        | 66         | 0       |
| 43 |         | 青木田公園     | 直営   | 1984 | -     | 38       | 0        | -        | -        | 170        | 908        | 3       |
| 44 |         | 木ノ間公園     | 直営   | 1994 | -     | 28       | 0        | -        | -        | 211        | 66         | 0       |
| 45 |         | 上宮田団地第一公園 | 直営   | 1996 | -     | 26       | 0        | -        | -        | 217        | 4          | 8       |
| 46 |         | 柿ヶ作第二公園   | 直営   | 1999 | -     | 23       | 0        | -        | -        | 221        | 27         | 1       |
| 47 |         | 丸山台公園     | 直営   | 2005 | -     | 17       | 0        | -        | -        | 214        | 4          | 0       |
| 48 |         | 松輪公園      | 直営   | 2008 | -     | 14       | 0        | -        | -        | 210        | 157        | 0       |
| 49 |         | 柿ヶ作第三公園   | 直営   | 2010 | -     | 12       | 0        | -        | -        | 304        | 60         | 0       |
| 50 |         | 初声        | 沓形公園 | 直営   | 1988  | 鉄筋コンクリート | 34       | 33       | -        | -          | 374        | 371     |
| 51 | 飯盛公園    |           | 直営   | 1995 | 軽量鉄骨造 | 27       | 1        | -        | -        | 239        | 88         | 13      |
| 52 | 下宮田公園   |           | 直営   | 1977 | -     | 45       | 0        | -        | -        | 231        | 61         | 2       |
| 53 | 和田公園    |           | 直営   | 1982 | -     | 40       | 0        | -        | -        | 231        | 61         | 4       |
| 54 | 下宮田児童公園 |           | 直営   | 1973 | -     | 49       | 0        | -        | -        | 232        | 82         | 0       |
| 55 | 三戸児童公園  |           | 直営   | 1973 | -     | 49       | 0        | -        | -        | 214        | 4          | 0       |
| 56 | 赤坂公園    |           | 直営   | 1982 | -     | 40       | 0        | -        | -        | 215        | 10         | 2       |
| 57 | 馬場公園    |           | 直営   | 1988 | -     | 34       | 0        | -        | -        | 214        | 70         | 1       |
| 58 | 丸山公園    |           | 直営   | 1988 | -     | 34       | 0        | -        | -        | 214        | 63         | 2       |
| 59 | 入江公園    |           | 直営   | 1988 | -     | 34       | 0        | -        | -        | 268        | 84         | 0       |
| 60 | 入江第二公園  |           | 直営   | 1991 | -     | 31       | 0        | -        | -        | 304        | 4          | 0       |
| 61 | 飯盛仲田公園  | 直営        | 1994 | -    | 28    | 0        | -        | -        | 246      | 67         | 6          |         |
| 小計 |         |           |      |      |       |          | 206      | -        | -        | 15,085     | 9,429      | 437     |
| 合計 |         |           |      |      |       |          | 1,043    | 2,826    | 31,939   | 29,560     | 16,011     | 5,354   |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

### [公園]

指定管理者制度を活用したスポーツ施設を有する公園としては、三浦スポーツ公園、飯盛調整池公園を初声地区に設置しており、令和4(2022)年度においては延べ31,939人の方に利用されています。

また、三崎地区に29施設、南下浦地区に20施設、初声地区に12施設の公園を設置しており、市民の憩いの場として親しまれています。

公園施設、運動施設及び遊具については、市民の憩いの場であることから、安全性・機能性の確保をするとともに、重点的・効果的な維持管理が求められます。

なお、維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設及び早期に改修工事が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

## (3) 管理に関する基本的な考え方

### [公園]

公園施設の更新を行う際には、公園施設全体(管理、便益、遊具、運動、休養、園路施設等)の健全度調査の検討を行い、費用を平準化させ、維持管理経費の縮減を図りながら公園施設長寿命化の検討を進めていきます。

## 10 供給処理施設

## (1) 施設一覧

| No     | 地域  | 施設名称                        | 運営主体    | 主要建物 |          |          | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|--------|-----|-----------------------------|---------|------|----------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|        |     |                             |         | 建築年度 | 構造       | 経過年数     |          |          |          |            |            |         |
| 供給処理施設 |     |                             |         |      |          |          |          |          |          |            |            |         |
| 供給処理施設 |     |                             |         |      |          |          |          |          |          |            |            |         |
| 1      | 三崎  | 三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地污水处理場 | 業務委託    | 2008 | 鉄筋コンクリート | 14       | 654      | -        | -        | 8,477      | 25,728     | 11,525  |
| 2      |     | 宮川ごみ埋立処分地                   | 直営      | 1980 | 鉄筋コンクリート | 42       | 374      | -        | -        | 16,955     | 5,273      | 0       |
| 3      |     | 清掃事業所                       | 直営      | 1969 | 鉄骨造      | 53       | 1,109    | -        | -        | 4,422      | 1,947      | 355     |
| 4      |     | 一般廃棄物最終処分場                  | 業務委託    | 2019 | 鉄骨コンクリート | 3        | 4,317    | 81       | 81       | 29,122     | 14,085     | 30,623  |
| 5      | 南下浦 | 衛生センター                      | 直営      | 1972 | 鉄筋コンクリート | 50       | 765      | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 6      |     | 環境センター                      | 直営      | 1990 | 鉄筋コンクリート | 32       | 3,302    | 18,182   | 18,182   | 84,241     | 15,315     | 57,698  |
| 7      |     | 西岩堂埋立地                      | 直営      | 1990 | 鉄筋コンクリート | 32       | 515      | -        | -        | 19,989     | 27,528     | 39      |
| 8      |     | 初声                          | 地下水貯留施設 | 直営   | 1995     | 鉄筋コンクリート | 27       | 40       | -        | -          | 724        | 10,015  |
| 小計     |     |                             |         |      |          |          | 11,076   | 18,263   | 18,263   | 163,930    | 99,891     | 100,240 |
| 合計     |     |                             |         |      |          |          | 11,076   | 18,263   | 18,263   | 163,930    | 99,891     | 100,240 |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

## [ごみ処理施設]

広域処理の中継施設となる環境センターや資源ごみの選別処理等を行う清掃事業所は老朽化が著しく、早急に更新計画をまとめる必要があります。限られたスペースで効率的にごみ処理を行えるよう、環境センターと清掃事業所の機能集約を検討する必要があるほか、ごみ処理経費の削減を図るために施設運営管理の委託化についても併せて検討しなければなりません。

## [し尿処理施設]

し尿及び浄化槽汚泥は、平成 22（2010）年度より三浦地域資源ユーズ株式会社が建設した三浦バイオマスセンターで処理されています。

そのため、し尿処理施設として使用されていない衛生センターは、施設の解体に向けて検討する必要があります。

## [その他供給処理施設]

その他の供給処理施設は、三崎地区に三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地污水处理場を設置し、初声地区に地下水貯留施設を設置しています。

三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地污水处理場は比較的新しい施設ですが、予防保全措置など、長寿命化に向けて検討する必要があります。

地下水貯留施設は、設置後 20 年以上が経過し、老朽化が進んでおり、設備の更新が必要になっています。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [ごみ処理施設]

ごみ処理施設については、利用状況を考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

#### [し尿処理施設]

衛生センターは、市民生活に必要不可欠なし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として運用していましたが、すでに廃止され、代替機能を有する三浦バイオマスセンターが稼働しています。なお、衛生センターの跡地については、三浦バイオマスセンターの建替用地として活用する可能性があります。

衛生センターの解体については多額の費用を要することから、単独での実施ではなく、三浦バイオマスセンターの建替えと併せて実施し、解体費用が補助金や交付税の対象となるよう検討していきます。

#### [その他供給処理施設]

三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地污水处理場は、比較的新しい施設です。

しかし、二町谷地区への新たな企業進出により増加する汚水量に対応するため、令和3（2021）年度に修繕を実施しました。今後も、処理水量を上回る可能性がある場合は、施設の修繕に留まらず、新たな改築も検討する必要があります。

さらに、本施設は海の直近に立地しているため、特に建築物や屋外の設備が強風や塩害等の影響を受けやすいことから、定期的に修繕を実施していきます。

地下雨水貯留施設は、浸水被害を防ぐための重要な施設として、適切に維持管理及び長寿命化していきます。

11 その他施設

(1) 施設一覧

| No      | 地域  | 施設名称                     | 運営主体  | 主要建物 |            |      | 延床面積 (㎡) | 利用件数 (件) | 利用者数 (人) | 事業運営費 (千円) | 維持管理費 (千円) | 収入 (千円) |
|---------|-----|--------------------------|-------|------|------------|------|----------|----------|----------|------------|------------|---------|
|         |     |                          |       | 建築年度 | 構造         | 経過年数 |          |          |          |            |            |         |
| その他     |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 火葬場     |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 火葬場                      | 指定管理者 | 1934 | 木造         | 88   | 345      | 827      | -        | 4,245      | 6,965      | 3       |
| 小計      |     |                          |       |      |            |      | 345      | 827      | -        | 4,245      | 6,965      | 3       |
| 公衆便所    |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 長津呂公衆便所                  | 直営    | 1995 | 鉄筋コンクリート   | 27   | 45       | -        | -        | 604        | 481        | 0       |
| 2       |     | 浜諸磯公衆便所                  | 直営    | 1997 | 鉄筋コンクリート   | 25   | 13       | -        | -        | 404        | 364        | 0       |
| 3       |     | 油壺公衆便所                   | 直営    | 1993 | 鉄筋コンクリート   | 29   | 62       | -        | -        | 692        | 1,805      | 0       |
| 4       |     | 荒井浜公衆便所                  | 直営    | 2001 | 鉄筋コンクリート   | 21   | 16       | -        | -        | 374        | 906        | 0       |
| 5       |     | 小網代公衆便所                  | 直営    | 1979 | 鉄筋コンクリート   | 43   | 20       | -        | -        | 404        | 68         | 0       |
| 6       |     | 城ヶ島駐車場公衆便所 (カー舗装) (普通財産) | 貸付    | 2008 | 鉄筋コンクリート   | 14   | 48       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 7       |     | 城ヶ島駐車場公衆便所 (灯台下) (普通財産)  | 貸付    | 2008 | 鉄筋コンクリート   | 14   | 48       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 8       |     | みうら・富川フィッシャリーナトイレ        | 直営    | 2003 | 木造         | 19   | 7        | -        | -        | 451        | 342        | 0       |
| 9       | 南下浦 | 木の間公衆便所                  | 直営    | 1990 | 鉄筋コンクリート   | 32   | 66       | -        | -        | 769        | 375        | 0       |
| 10      |     | 岩井口公衆便所                  | 直営    | 1990 | 鉄筋コンクリート   | 32   | 54       | -        | -        | 769        | 737        | 0       |
| 11      |     | 菊名公衆便所                   | 直営    | 1978 | 鉄筋コンクリート   | 44   | 20       | -        | -        | 404        | 196        | 0       |
| 12      | 南下浦 | 劔崎浜公衆便所                  | 直営    | 1968 | コンクリートブロック | 54   | 23       | -        | -        | 374        | 90         | 0       |
| 13      |     | 大浦海岸公衆便所                 | 直営    | 1969 | コンクリートブロック | 53   | 14       | -        | -        | 374        | 76         | 0       |
| 14      | 初声  | 三戸神田公衆便所                 | 直営    | 1979 | 鉄筋コンクリート   | 43   | 20       | -        | -        | 374        | 125        | 0       |
| 15      | 三崎  | 旧歌舞島公衆便所                 | 直営    | 1980 | 鉄筋コンクリート   | 42   | 20       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 16      |     | 旧海外浜公衆便所                 | 直営    | 1965 | コンクリートブロック | 57   | 15       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 17      |     | 旧城ヶ島小公園公衆便所              | 直営    | 1990 | 鉄筋コンクリート   | 32   | 4        | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 18      | 南下浦 | 旧金田海岸公衆便所                | 直営    | 1970 | コンクリートブロック | 52   | 19       | -        | -        | 0          | 0          | 0       |
| 19      |     | 旧毘沙門浜公衆便所                | 直営    | 1966 | コンクリートブロック | 56   | 14       | -        | -        | 404        | 55         | 0       |
| 20      | 初声  | 旧三戸北公衆便所                 | 直営    | 1980 | コンクリートブロック | 42   | 11       | -        | -        | 374        | 207        | 0       |
| 小計      |     |                          |       |      |            |      | 537      | -        | -        | 6,771      | 5,827      | 0       |
| その他     |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 2       | 三崎  | 福祉地域作業所                  | 貸付    | 1986 | 軽量鉄骨造      | 36   | 72       | -        | -        | 110,886    | 3,352      | 114,808 |
| 3       |     | 船員家族待合所                  | 業務委託  | 1977 | 鉄骨造        | 45   | 46       | 244      | 1,802    | 2,518      | 165        | 0       |
| 小計      |     |                          |       |      |            |      | 118      | 244      | 1,802    | 113,404    | 3,517      | 114,808 |
| 普通財産    |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 三崎  | 旧地域福祉センター                | 直営    | 1991 | 鉄骨造        | 31   | 1,390    | -        | -        | 678        | 18         | 25      |
| 2       |     | 旧三崎中学校                   | 直営    | 1971 | 鉄筋コンクリート   | 51   | 4,504    | 1,521    | 20,643   | 12,218     | 2,006      | 3,400   |
| 3       |     | 旧三浦市福祉会館                 | 直営    | 1966 | 鉄筋コンクリート   | 56   | 630      | -        | -        | 339        | 0          | 0       |
| 4       |     | 旧三浦市消防本部                 | 直営    | 1969 | 鉄筋コンクリート   | 53   | 726      | -        | -        | 678        | 9          | 161     |
| 5       |     | 旧三浦市消防本部 防災備蓄倉庫          | 直営    | 1991 | 軽量鉄骨造      | 31   | 42       | 12       | 5        | 0          | 0          | 0       |
| 6       | 初声  | 旧消防署引橋分署                 | 直営    | 1973 | 鉄筋コンクリート   | 49   | 274      | -        | -        | 678        | 1          | 703     |
| 7       |     | 旧消防署引橋分署 下宮田防災備蓄倉庫       | 直営    | 1993 | 軽量鉄骨造      | 29   | 28       | 0        | 0        | 0          | 0          | 0       |
| 小計      |     |                          |       |      |            |      | 7,594    | 1,533    | 20,648   | 14,591     | 2,034      | 4,289   |
| 自転車等駐車場 |     |                          |       |      |            |      |          |          |          |            |            |         |
| 1       | 南下浦 | 三浦海岸駅第1自転車等駐車場           | 指定管理者 | 2001 | 軽量鉄骨造      | 21   | 2        | 13,041   | 13,041   | 3,846      | 916        | 4,345   |
| 2       | 初声  | 三崎口駅第1自転車等駐車場            | 指定管理者 | 1992 | -          | 30   | 0        | 480      | 480      | 641        | 1,047      | 1,147   |
| 3       |     | 三崎口駅第2自転車等駐車場            | 指定管理者 | 2001 | 軽量鉄骨造      | 21   | 2        | 23,614   | 23,614   | 4,487      | 2,224      | 7,174   |
| 4       | 初声  | 駐輪場保管所                   | 指定管理者 | 1998 | 鉄骨造        | 24   | 85       | 0        | 0        | 687        | 824        | 0       |
| 小計      |     |                          |       |      |            |      | 88       | 37,135   | 37,135   | 9,661      | 5,011      | 12,666  |
| 合計      |     |                          |       |      |            |      | 8,683    | 39,739   | 59,585   | 148,672    | 23,354     | 131,766 |

※旧城ヶ島小公園公衆便所は令和6(2024)年1月末に解体しました。

※旧三崎中学校の一部及び旧三浦市福祉会館は令和6(2024)年2月に民間事業者へ売却しました。

## (2) 現状や課題に関する基本認識

### [火葬場]

火葬場は、三崎地区に1施設設置しています。

火葬場は故人とお別れする最後の場であり、適切な利用が図られるよう維持管理していくことが求められます。

維持管理においては、耐用年数到来が近づいている施設、老朽化している設備等、早期に対応が必要な施設があることから、適切な対策時期を検討しなければなりません。

しかし、維持管理には多額の費用がかかることが想定されるため、優先順位をつけながら計画的な改修を行っていく必要があります。

また、管理棟は、建築後13年経過で比較的新しい施設であるため、老朽化している施設と併せ、総合的な判断のもと計画を策定する必要があります。

### [公衆便所]

公衆便所は、三崎地区に8施設、南下浦地区に5施設、初声地区に1施設設置しており、そのうち、12施設が水洗便所、2施設が汲取り便所となっています。

現在、建設から30年以上経過している施設が多く、老朽化による劣化が見受けられます。

ハード面の施設管理においては、建物・衛生器具・給排水設備等の故障に対し、事後保全的な補修で対応していますが、施設の長寿命化に資する中規模修繕又は大規模改修等の予防保全が実施できていない状況です。

ソフト面の施設管理においては、安定した清掃体制を維持する必要があります。

また、既に用途廃止となっている施設が6施設あり、そのうち旧城ヶ島小公園公衆便所は令和6(2024)年1月末に解体しました。残りの施設についても、計画的に解体を進める必要があります。

### [自転車等駐車場]

自転車等駐車場は、自転車等の放置の防止を図るとともに自転車等の利用者の利便に供するための施設として、南下浦地区に三浦海岸駅第1自転車等駐車場を設置し、初声地区に三崎口駅第1自転車等駐車場及び第2自転車等駐車場を設置しています。

また、市内の放置自転車等を保管する施設として、初声地区に駐輪場保管所を設置しています。

施設の運営には指定管理者制度を導入しており、徴収や管理方法を指定管理者と協議し、改善の過程で施設の内容を見直す可能性があります。自転車等駐車場は二乗が非常に高いため、今後も適切に運営していくことが求められています。また、利用者から寄せられた要望には屋根の設置、駐車スペースの明確化(自転車、バイク、障がい者用)、防犯カメラの増設等、利用環境の向上に関するものもあるため、費用対効果を考慮して検討していく必要があります。

なお、駐輪場保管所については、近年における保管台数の減少などに伴って、施設の規模や設置場所の見直しについて検討していきます。

### [その他施設]

その他施設については、遠洋漁業の船員を見送る家族が出港前の時間を過ごすための施設として、

三崎地区に船員家族待合所を設置しており、令和4（2022）年度においては延べ1,802人の方に利用されています。

三崎漁港における水揚量は年々減少してきています。更に、三崎漁港を基地とする船も減少していることから、水揚量に対する神奈川県外船の占める割合が高くなってきており、三崎漁港における県外船の重要性が増してきています。これらのことから、三崎漁港の水揚量を維持・増大していくためには、県外船の誘致を一層進めていく必要があります。そのためのサービスを提供していく施設のひとつとして、適切に維持管理していく必要があります。

施設においては、施設壁面のクラック及び爆裂並びに鉄筋の露出等、老朽化が著しく進んでおり、早期に修繕が必要となっています。更に新耐震基準以前の建築のため、今後耐震診断も含め、維持補修に係る計画を立てていく必要があります。

また、三崎地区に福祉地域作業所を設置し、利用団体に年間を通して貸付を行っています。

福祉地域作業所の修繕に関して、台風等により被害が発生した場合や小規模な修繕は貸付先であるシルバー人材センターがその都度行ってきましたが、昭和61（1986）年度に建設した建物であり、築後30年以上が経過していることから、今後老朽化が進むにつれ多くの維持管理費用が発生することが懸念されます。

また、福祉地域作業所としての利用は長年されていないため、今後の事業のあり方を検討していく必要があります。

そのほか、現在使用されていない施設などの普通財産があります。

当該施設は、行政的な目的を持たない施設として管理されています。一部を除き市民利用されていない施設ではありますが、老朽化度の高い施設については、災害時に建物が損傷して近隣に被害を与えないように管理する必要があり、最低限の維持補修コストを見込まなければなりません。また、老朽化度が比較的低い施設も含めて、財政的な視点からも、施設の有効活用や売却等について検討する必要があります。

旧三崎中学校の一部及び旧三浦市福祉会館については、旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地利活用プロジェクトにおいて、令和6（2024）年2月に民間事業者へ売却しました。

旧三浦市消防本部、旧消防署引橋分署及び旧地域福祉センターは用途廃止から年数が経過しており建物の老朽化が進んでいます。建物の解体、跡地の利活用について検討を進める必要があります。

旧東岡児童会館は、土地所有者の東岡区が、廃止の方針に対して、児童館の敷地以外の場所に区民会館の機能をもつ施設が必要であるという意思があり、適地を見つけることが出来ずにいましたが、令和2（2020）年度に新しい区民会館の目途が立ったことから、市へ建物の解体に関する要望書が提出され、令和3（2021）年度に解体しました。

### （3）管理に関する基本的な考え方

#### [火葬場]

火葬場は、多くの方の利用が図られており、市民にとっては必要不可欠であり、無くすことができない施設です。

火葬場上屋は、耐用年数を大きく超えていますが、平成7（1995）年度に大規模な改修を行っています。今後は火葬炉等設備の修繕などを行いながら運営し、その後の建替え等を含めた検討を継続的



に行っていくこととします。

#### [公衆便所]

国土交通省が平成 28 (2016) 年 12 月 9 日から平成 28 (2016) 年 12 月 22 日までにインターネットを用いて実施した「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」において、公園等の公衆便所を利用するにあたって、最も求められているものは「清潔感があること」となっています。このため施設管理においては、安定した清掃体制と維持管理が非常に重要となります。

汲取り方式の公衆便所については、不快な臭気により清潔感を保つことが困難であるため、原則廃止とします。なお、廃止にあたっては、地域特性や来遊者のニーズなど必要性を総合的に考慮し、判断することとします。

水洗方式の公衆便所については、清潔で快適な空間を保つ清掃維持及び施設の長寿命化に資する予防保全的修繕に取り組む必要があります。

#### [自転車等駐車場]

自転車等駐車場の施設については、今後も全て維持継続する施設とし、必要な改修・修繕を実施していきます。

#### [その他施設]

福祉地域作業所の小規模な修繕については、貸付先であるシルバー人材センターが行っているため、引き続き貸付先と調整を行いながら耐用年数経過後も継続して維持管理していきます。

また、福祉地域作業所としての今後のあり方を検討していきます。

船員家族待合所は、耐用年数の 1/2 を既に経過しています。これまでに大規模な修繕等を実施していないため施設の劣化状況が著しいことから、計画的に修繕等を実施していきます。

旧三崎中学校の一部及び旧三浦市福社会館は令和 6 (2024) 年 2 月に民間事業者へ売却しました。

旧三浦市消防本部、旧消防署引橋分署及び旧地域福祉センターは解体の方向性とし、跡地について売却等利活用の検討を進めます。

旧東岡児童会館は、令和 3 (2021) 年度に解体しました。

## 12 公営事業の公共施設

## (1) 施設一覧

| 会計区分      | No | 施設名称        | 延床面積 (㎡) | 主要建物建築年度 | 主要建物構造     | 備考  |
|-----------|----|-------------|----------|----------|------------|---|
| 水道事業会計    | 1  | 高山配水池       | 296      | 昭和49年度   | 鉄骨造        | 事務所(410㎡)：<br>平成29年3月31日除却                                |
|           | 2  | ずい道出口       | 153      | 平成02年度   | 鉄筋コンクリート   |   |
|           | 3  | 配水塔         | 14       | 平成17年度   | 軽量鉄骨造      |   |
|           | 4  | 松輪配水池       | 36       | 平成18年度   | 鉄骨造        |   |
|           | 5  | 上宮田送水ポンプ所   | 46       | 昭和35年度   | 木造         |   |
|           | 6  | 高円坊水源地      | 85       | 昭和58年度   | 軽量鉄骨造      |   |
|           | 7  | 引橋配水池       | 14       | 平成19年度   | 軽量鉄骨造      |   |
|           | 8  | 津久井市界       | 24       | 平成10年度   | 鉄筋コンクリート   |   |
| 合計        |    |             | 668      |          |            |   |
| 公共下水道事業会計 | 1  | 金田中継センター    | 511      | 平成08年度   | 鉄筋コンクリート   |   |
|           | 2  | 東部浄化センター    | 5,884    | 平成09年度   | 鉄筋コンクリート   |   |
| 合計        |    |             | 6,395    |          |            |   |
| 病院事業会計    | 1  | 市立病院        | 9,350    | 平成16年度   | 鉄筋コンクリート   |   |
|           | 2  | 看護師宿舎       | 161      | 平成03年度   | 軽量鉄骨造      |   |
| 合計        |    |             | 9,511    |          |            |   |
| 市場事業特別会計  | 1  | 三崎水産物地方卸売市場 | 26,377   | 平成05年度   | 鉄骨鉄筋コンクリート | 低温卸売市場(3,184㎡)：<br>平成30年3月新設<br>排水処理施設(474㎡)：<br>令和5年3月解体 |
| 合計        |    |             | 26,377   |          |            |   |

## (2) 現状や課題に関する基本認識

公営事業が実施する上水道、下水道のインフラに対応した施設及び市立病院、看護師宿舎、三崎水産物地方卸売市場を所有しています。

## [上水道施設・下水道施設]

公営事業が実施するインフラに対応した施設として、上水道のための配水池など8施設を設置し、下水道のための中継ポンプ場や終末処理場を設置しています。

これらの施設については、インフラの整備とあわせて、計画的に更新整備する必要があります。

## [市立病院]

市立病院は、三崎地区に市立病院及び看護師宿舎を設置しています。

市立病院は、平成16(2004)年度に整備された施設で、公設公営により運営していますが、計画的に点検や改修等を行いながら、今後の施設のあり方を検討していく必要があります。

看護師宿舎は、三浦市病院事業企業職員の居住の用に供するため、看護師宿舎を設置していますが、施設の老朽化が進行しており、今後の施設のあり方について、検討する必要があります。

## [三崎水産物地方卸売市場]

三崎水産物地方卸売市場は、三崎地区に三崎水産物地方卸売市場を設置しています。

平成 29 (2017) 年度に低温卸売市場を新設し、令和 4 (2022) 年度に排水処理施設を解体しています。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

#### [上水道施設・下水道施設]

公営事業が実施する上水道、下水道のインフラに対応した施設については、インフラの整備と合わせて、トータルコストの縮減や所有量などを検討します。

#### [市立病院]

市立病院については、利用状況などを考慮して今後の更新整備を検討していきます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

#### [三崎水産物地方卸売市場]

三崎水産物地方卸売市場については、本市にとっては必要不可欠な施設であり、利用状況や社会情勢の変化に対応した更新整備を実施し、不要となる施設については解体を進めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

## 【インフラ】

### 1.3 道路

#### (1) 現状や課題に関する基本認識

道路は重要な生活インフラですが、道路の老朽化が交通の安全性に関わる原因となる可能性もあり、パトロールや定期的な点検、適切な維持管理を行う必要があります。

主要な道路を除いた一般市道の路線延長は約 450 km ありますが、歩行者を含む交通量は主要な道路と比較して少なく、道路の路盤、路床までの損傷程度は少ないことが予想されるものの、舗装表面の劣化によるひび割れやポットホールなどが多く、職員による目視点検パトロール及び、市民等から寄せられた情報をもとに舗装修繕箇所の確認と、簡易的な補修や修繕を実施しています。

#### (2) 管理に関する基本的な考え方

「三浦市道路舗装修繕計画（令和元年4月）」に基づき、まず主要な路線から修繕を行うことを前提とした修繕スケジュールをたて、管理水準を向上させた後、予防保全型による維持管理に移行できるよう努めます。

そのため、まず今後 10 年間で MCI 値 3.0 以下の割合を 10% 未満にし、かつ 5.1 以上の割合を 70% 以上にすることを目標とします。

ただし、本市の財政への影響も考慮し、事業量及び事業費を平準化した計画、そして、事業に充てる財源を考慮することが必要となってきます。このことから、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）を主要財源として計画を立案していきます。

### 1.4 橋りょう

#### (1) 現状や課題に関する基本認識

橋りょうは 83 橋あり、橋長が 15m 以上の橋りょうは 7 橋です。

これらの多くは、高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、定期点検や日常パトロール等により適切な維持管理に努めてきました。今後、建設後 50 年を経過する橋りょうの割合が増加し、老朽化による修繕費用や架替え費用の増大が課題となっています。

#### (2) 管理に関する基本的な考え方

「三浦市 橋りょう長寿命化修繕計画（橋りょう個別施設計画）（令和4年1月）」に基づき、橋りょうの特性や健全性に応じた適正な管理水準に基づき、修繕等に係る費用の低コスト化を図り、トータルとしてのライフサイクルコストの低減を目指します。

また、PDCA サイクルを確実に実行することで、計画的な維持管理を実施していくこととします。

## 15 上水道

### (1) 現状や課題に関する基本認識

本市水道事業の全管路延長は214.98kmで、その内の21.2%の45.53kmは法定耐用年数の40年を超えており、県内平均をやや上回る水準です。老朽化した管路は毎年布設替えを行っていますが、昭和38(1963)年度、昭和46(1971)年度、昭和47(1972)年度に布設された管路が大量に更新時期を迎えるため、計画的かつ継続的に更新を行う必要があります。

### (2) 管理に関する基本的な考え方

水道施設は、市民生活に欠かせないライフラインです。

今後も安定して安心な水道水を供給するために、水道施設の健全度が大きく低下しないよう定期的な診断や評価を実施します。

また、「三浦市水道ビジョン(経営戦略)(令和3年3月)」に基づき、「水道水の安全性」「水道施設の強靱性」「水道事業の持続性」といった視点で、ダウンサイジングや統廃合、維持管理コストの削減などを図ります。

## 16 下水道

### (1) 現状や課題に関する基本認識

本市の下水道は、東京湾に面した東部処理区において順次整備をすすめています。相模湾に面した西南部処理区においては、現時点では都市計画決定がなされていません。

東部処理区において下水道管路を多数有し、西南部処理区において未整備である状況から、今後の更新に伴う財政負担は非常に重くなるだけでなく、新規整備のあり方についても検討する必要があります。

そのため、可能な限り現存施設の長寿命化を図り、財政負担の平準化に取り組んでいくことが重要です。

### (2) 管理に関する基本的な考え方

下水道は、市民生活に直結する重要なインフラであるため、下水道施設の状態を健全に保つために、適正な維持管理・修繕を行っています。また、施設の改築計画である「三浦市下水道ストックマネジメント計画」を令和元(2019)年度に策定しています。

令和2(2020)年度以降は、「三浦市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、適正な更新を実施し、トータルコストの最小化に努めています。

日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。

なお、本市の下水道事業は、令和5(2023)年度から20年間、コンセッション方式による事業運営を行います。

## 17 その他のインフラ

### (1) 現状や課題に関する基本認識

道路・橋りょう・上下水道のほかにも、市営漁港などのインフラを保有しています。  
これらについても、維持管理や更新などが必要となっていきます。

### (2) 管理に関する基本的な考え方

インフラを適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施します。

また、災害に強い施設整備をめざし、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。

なお、5つある市営漁港について、漁港ごとの水産基盤施設機能保全計画の策定を進めており、引き続き本計画の策定を進め、適正な維持管理に努めます。

## 第4章 フォローアップの実施方針

### 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・本計画の推進にあたっては、庁内に公共施設等総合管理計画に関する会議体を設け、全庁的な取り組み体制を構築して、継続的に取り組みを推進します。
- ・各所管部門が保有する情報を一元管理し、全庁的かつ横断的な調整を行います。集約された公共施設等の情報は、各所管部門と共有化して、公共施設等の現状を常に把握できるように努めます。
- ・本計画で示した基本方針や類型ごとの管理に関する基本方針と個別施設計画との整合性を図りつつ、取り組みを進めます。

### 2 フォローアップの進め方について

- ・本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- ・進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、公共施設等総合管理計画を改訂します。

### 3 市議会や市民との情報共有について

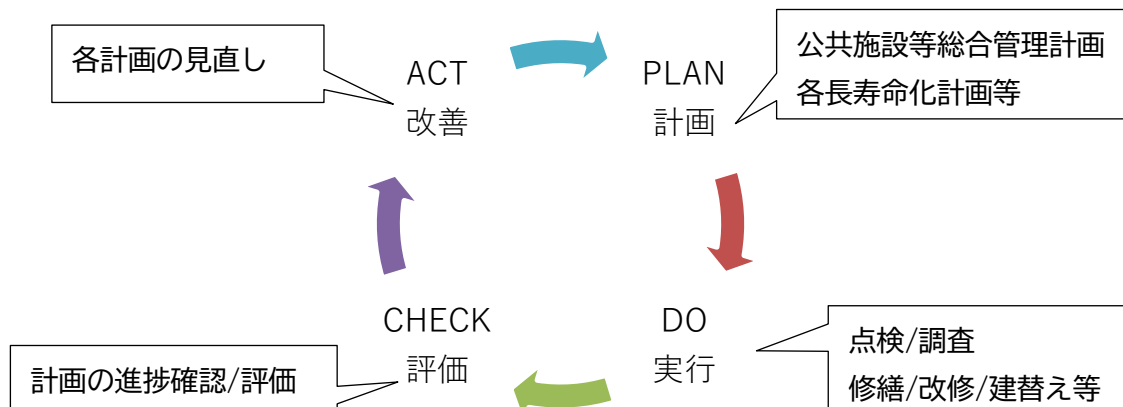
- ・公共施設等総合管理計画については、十分に議会や市民に説明を行っていきます。
- ・公共施設等総合管理計画の進捗状況については、適時に議会への報告を行います。
- ・公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、議会や市民との協議を重ねていきます。

### 4 個別施設計画の策定・改訂

- ・本計画に定めた基本方針を実施していくためのアクションプランとして、建物施設、道路、橋りょうなどの施設種別ごとの個別施設計画を順次策定・改訂し、各施設の具体的な方向性とその実施時期を定めていきます。

### 5 PDCA サイクルの推進方針

- ・計画の推進にあたり、各種計画の内容が実行されたかを評価し、この結果に基づき公共施設等総合管理計画の改訂を行います。社会情勢及び経済情勢の変化に柔軟に対応するため適宜見直しを行います。



## 三浦市公共施設等総合管理計画

---

平成 29 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂

編集・発行 三浦市 総務部 財産管理課

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1 番 1 号

046-882-1111(代)

<https://www.city.miura.kanagawa.jp/>

